

山形県における近代産婆制度成立過程に関する研究

——明治三十二年までの産婆規則類の制定を中心に——

高橋 みや子

日本医史学雑誌第四十七巻第四号 平成十二年十一月十八日受理
平成十三年十二月二十日発行 平成十三年一月十八日受理

〔要旨〕わが国の近代産婆制度は、明治七年の「醫制」に最初の規定が示され、明治三十二（一八九九）年の勅令「産婆規則」によって全国統一を果たした。その間各道県では医制に準じた産婆規則を布達して、独自の制度を作り上げていた。本論文では東北地方の山形県を取り上げて、制度成立過程を調べ考察した。山形県は江戸時代の間引きが習慣になっていた地域であったことから、その取締を行うと共に、地方の実状に合わせて規則の制定と改正を繰り返しながら、最終的には、明治二十二年に県独自の免許鑑札制を確立させた。その成立過程は四期に分けられ、明治三十二年に制定された勅令「産婆規則」に撞着することなく、全国統一の産婆制度に移行したことが明らかになった。

キーワード——産婆、産婆制度、産婆規則

はじめに

産婆が職業として発展し始めたのは、江戸初期からで、江戸時代を通して職業化が進行し、江戸時代末期には都市部

では職業として承認され、産婆向け教本の発刊もあつた。⁽¹⁾⁽⁴⁾しかし、産婆の教育や資格取得、業務や罰則に関する規定等はなく、制度として確立したものはなかつた。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

産婆に関する最初の取締規則は明治元(一八六八)年の「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」の布達であるが、明治七(一八七四)年、衛生行政全般の方針を示す「醫制」が布達されて、本格化した。それ以降、衛生行政の確立へむけて諸規則が整備されるのに伴つて産婆制度も徐々に近代化され、明治三十二(一八九九)年に全国統一の法規「産婆規則」の制定をみるに至つた。

明治七年「醫制」は東京・京都・大阪の三府に布達されたとき、三府では産婆関係の条文を施行されたが、それ以外の地方では産婆関係の条文を施行するか否かは地方庁に委任された。そこで各地方庁は、明治七年から明治三十二(一八九九)年の勅令「産婆規則」公布までの間、地方の実情に合わせた産婆の教育と資格取得、産婆の業務と罰則に関する規則を制定し、改正を重ねて、産婆職の規制に取り組んだ。その間の各地方庁の産婆の教育と資格取得、産婆の業務と罰則についていかなる規則が制定され、いかなる経緯を経て、明治三十二年の「産婆規則」に結びついて行つたのか、また産婆行政が他府県に先行した東京府の影響はこれまで調査研究されたことはなかつた。

本研究は、山形県の産婆規則類と他の史料を用いて、山形県の近代産婆制度成立過程、特に明治七年「醫制」から明治三十二年の勅令「産婆規則」公布により全国統一の産婆制度が成立するまでの過程を明らかにし、その特徴並びに東京府病院産婆教授所の教育方式の影響を明らかにすることを試みる。

一、江戸～明治初頭にかけての東北地方の間引き対策

(一) 江戸時代の間引き対策

産婆の業務を規制する布達が明治元年、明治政府が最初に出した諸々の通達の一つとして出された。その背景には間

引きや墮胎が広く行われていたという事実があつたからである。東北地方の場合、藩財政の基盤となつていた農村部で、天災時の不作による飢餓等が頻発し、人口を抑制する傾向があつた。また嬰兒はまだ人間ではなく「取り上げて」始めて人間になるのだという思想があり、嬰兒を農作物の間引きと同様に考え、「間引き」または「返す」といつて、嬰兒を圧殺した。間引き、墮胎は、罪悪とか残酷と思われずに行われていた。¹⁰⁾

それに対して為政者は江戸時代から間引きを禁じてきた。ここでは米澤藩の場合とその他村に残された実施例をあげる。

米澤藩では、江戸幕府の生類憐れみの令に依つて元禄七(一六九四)年四月「出生を害す間敷事」を令し翌年左記のよ
うな請書を徴した。¹¹⁾

御請状之事

誕生の子押返し申候儀、先年御法度に仰出候得共、今以て右様之儀止不申、不仁成儀有之由、是又改めて被仰出候旨
承知仕候、彌々急度相聞可申候。若相背候ハ、其身は不及申、五人組共に曲事に可仰付候。尤出生之子於有之、五人組へ其様子次第爲申斷見届可申候。右之趣門前借屋等下々に至迄急度申付候

元禄八年十一月四日

堀金村 日光院 奥田村 龍蔵院

及位村 常光坊 成島村 福蔵坊

時田村觸頭 善明院(宛)

(時田八幡寺古文書)

明和八(二七七二)年藩主は御論文で「出生養育は天地の徳にて万物生々の有様、然るに奥羽の習わし出生を擧げざる者あるは、人情に悖る次第であるから、今後出生を育て候様かへす願はしき事に候」と仰出したが徹底しなかつたので、寛政元(一七八九)年以下のような直論を仰出した。¹²⁾

子供數多持ちたるの愛でたき事は、誰々も同じく知りたる事ながら、悪しき習わしに染み、産所にて直に出生を書

し候事、あるべき事にもこれなく候。因つては明和年中公儀よりの御禁制もこれあり、近くは中殿様（鷹山公）にも深く此事を御歎き思召し、御懇に生養の御教示仰出され候處、近年に至つては自然と相弛み候様相聞え、我等政教不行届故と残念に存候。……我等心底をも深く察し、出生を愛でたく取育て、當國の此の風俗永く相絶え候様に致すべく候。此旨組中支配下、下々に至るまで懇に申含むべく候

この禁令を犯す者は閉門、組頭・組合・近隣はお叱り、町在の者は徒罪に処し、伍長四隣は科料を召上げ、犯す産婆は神文を取り上げ厳科に処した。一方懐胎人の調査を嚴重にし、毎年三回肝煎に村内の懐胎者を調査して代官所に報告させた。「懐胎人届出之儀、四月・八月・十二月、壹ヶ年に三度宛三月、晦日切一村詮義致、切番書に〆届出可申候事」(寛政五(一七九三)年)¹³。その上、懐胎者の内半産・嬰兒死亡・生育の数を明細に取調べて届出させた。¹⁴

昨年中出生取育之儀被仰出承知之通りに候、然る所去十一月、當年同月同日迄懐胎の女何人之内、半産又は生れ候上に死候者何人、只今取育候者何人有之譯相糺し、書上候様被仰出候。村々明細致詮義帳ニ〆随而只今懐胎女出生無之分、八月届二重ニ相成候共、今うみなし不申分ハ、來月朔月迄、兩様一冊ニ〆可差出候

十一月(寛政六年)

御代官所

この努力でも弊風は根絶しなかつた。この原因が生活困難という事情に基づくとし、寛政四年より、十五歳以下五人の子を持つ藩士には、御祝いとして木綿三反、町在へは末子五歳に達する迄一人扶持を給することとし、尚貧困なる者には、申出により纏褌料として金壹両を下賜した。¹⁵

藩内の村で、独自に村規定を立て、惣世話役を定めて罰則まで決め出生取育の徹底を計り、悪習は人道に反することを婦女子に至るまで会得させる方法として、絵馬を神社仏閣に掲出した例もある。¹⁶

文政七年正月廿一日村評判を以て出生取育之儀村規定相立てる。

廿二日晚、免許・長百姓・夫々扱切二小前打寄せ、印判突、請状取上申候。右ヶ條之儀は、

一 以来産婦之節は兩隣之目合見極を請ケ産事仕筈

一 懐胎之上は二月十五日・七月廿日・十一月廿日、年三度づ、肝煎へ書上仕筈。但免許・長百姓之外、出生取育惣世話役、欠代渡部里左衛門へ仰付る。但出生取育難澁にて、育兼申躰の者へは、村方より合力致呉候筈。

一 若、村規定相破候者は、三年の間、夫婦半坊主に仕筈也。勿論落し薬相用ひ、小産に仕候者も同様罪過二可仕候也。

出生を害し猫子の容に相成候躰、京都の下モ關の地藏にゑまに掛り有之由承り、何より以て婦人見せしめに宣敷筈と存候故：中略：是は出生を害し候者の見せしめには悉くよろしく御座候

(中大塚村牛谷家の日記)

他藩の場合も、米澤藩と同様に禁止の施策をとつた。最上の金山村に藩内に布令された元禄七(一六九四)年十月と享保三(一七一七)年の赤子養育令が残っている。¹⁷⁾

覚

一 最前も度々相触候通、出生之子不可産捨弥堅可為停止、懐胎之内より庄屋心掛、出産候節入念可遂吟味候、背候者後日相聞候共、当人主人は不及申に、勿論庄屋五人組迄可為越度事

元禄七年戌十月 日 右之通田中覚左衛門殿被仰渡候なり

時代が下り、各藩は、藩主名で子育てに関する教諭を出し領民の教化に努力した。天保十一(一八四〇)年四月、藩主の教諭を村長が村人に宛てて通達した「子育てにつき教諭之事」が残されている。¹⁸⁾

在中にて、胎内の子をおろし、うふ子をつふす事有之由、鳥獸さへ子をかわけり、おのか命をとちるまでも、子をうはわれしとするものなるに、ましてや、人として子のかわけくなき事ハあるまじけれと、全田畑かせきのさまたけをいとる、貧しきニかまけてのわけなるへし、まれに子なき人いか程ほしく思ひても、金錢にてかわれぬもの也、それに親の手つから殺す事、鳥けたものにもおとりたるわけにて、右様之事いたす人ハ、神仏も深くにくみた

まい、天の咎もまのあたりにて、其家はよき事ハ来たらす、終にハますますこんきゆうするなり、此道理をよくわ
きまへ、此後我等領内にて、子をおろしつふす事決面したすましく候

御判

今度在中子育て儀ニ付、殿様 御教諭之御直書被成下、冥加至極難有御仁恩之段、村長者不及申、每家判頭之者得
与相弁、常々妻子共江茂申論候儀、可為專要者也

天保十一年庚子年四月

塩谷 籐九郎

河内十郎右衛門

以上のように、墮胎間引きは貧困が関係した社会現象であり、江戸時代初期には、施政者が産婆個人を罰する罰則もあつたが、江戸時代中期頃から産婦の助成や教諭となつて行つた。江戸時代後期には、施政者は教諭あるいは諭告を出し、村民まで徹底させ、領民教育に努めていた。

(二) 明治時代の間引き対策

本庄は、著書「近世人口問題史料」¹⁹⁾の中で、千葉県で採録した民間悪習情実の中に「穩婆もし囑託を受け彼の術を行ふ時は、謝金大抵一円以上二円或は三円を貪取すると云ふ」、「貧困家穩婆に与る謝金なきもの、父母自ら其術を行ひ、或は全く貧困ならずと雖自ら之を行ふもの亦少からず」等があり、間引きの弊風は維新後においても各地で行われたと論述し、明治政府も間引き対策の一環として育子策や民衆及び産婆の啓蒙活動を推進したと述べる。

山形県の場合、明治四年尾花沢出張所において出した墮胎・児殺しを禁ずる告文や村山郡で制定した捨子墮胎の条項を含む郡中制法が残されている。^{20) 21)}

尾花沢出張所の墮胎・児殺しを禁ずる告文

此地ノ風俗年来ノ悪習アリテ孕ミタル胎ヲ墮シ又ハ産レタル児子殺スト云フコトハ凡ソ天地間ニ生ヲ受ケタル者蟲獸タリトモ致サザルコトナル二人トシテ間々斯ル悪事ヲ窃ニ行フ者アルハ實ニ蟲獸ニモ劣リタル浅猿シキ心得癡悪ノ所業ト云フ可シ……略……御上ノ有難キ御慈悲ヲモ願ハスシテ只一己ノ恣ニ其子ヲ殺シ隱シ居ル者アリテ外ヨリ露ハレ候ハ、其当人ハ夫婦共ニ重キ罪科ニ行ハレ村ノ役人並ニ親類縁者近隣ノ者迄モ夫々咎申付候間其時ニ至リ後悔セサル様ニ兼々厚ク申付可置者也 右ノ趣小前一同へ讀聞セ一切無洩請印致サセ女子共ニ至ル迄深切丁寧ニ申聞セ候様可致也

村山郡郡中制法

一 捨子墮胎制禁ナリ自然貧窮ニテ養育不能モノハ可申出救助シ可遣事附捨子有之節ハ村内申合養育致シ置可届出事

山形県においては、明治九年産婆に関する規則を制定したが、明治十四年山形県統計書作成が開始した後も墮胎間引きが横行した。墮胎間引きを禁止し、子育てをさせるための育児救助法を施行するにあたり以下の論達を出した。²²⁾

墮胎禁止・育児救助ニ付論達

夫レ墮胎維新以来典型以テ墮胎ヲ禁シ視察以テ隱蔽ヲ防クト雖モ勢之ヲ救フノ術ナク嘆息ノ至ニ堪ノ原由ヲ繹ヌルニ多児ヲ養育スルトキハ目前ノ活計ニ窘迫シ爲メニ全家飢餓ヲ招クノ思ヲ爲シ此ノ如キ所業ニ陥ルナルヘシ、其弊知ラス識ラス脳裏ニ浸漸シ終ニ一般ノ風習トナリ自ラ之ヲ為スモ靦トシテ恥ルヲ知ラス、人之ヲ見ルモ怪マサルニ至ル……略……維新以来典型以テ墮胎ヲ禁止シ視察以テ隱蔽ヲ防クト雖トモ勢之ヲ救フノ術ナク実ニ歎息ノ至リニ堪ヘサルナリ、世ノ開明ナルニ随ヒ往々面目ヲ改メ悪習ヲ脱スヘシト雖トモ積年ノ弊容易ニ改悛シ得ヘカラサルモノ、如シ……略……管下然リト雖トモ児ノ胎内ニ在リテ愛々ノ情未タ生セサルニ先タチ習慣ノ害早已ニ之ニ乗シ如此悪事ヲ醸成シ遂ニ間引キ元返シ等ノ称アルニ至ル実ニ可恥ノコトナラスヤ、鳥獸猶且其子ヲ覆育スルヲ知ル、況ンヤ人ニ

於テヲヤ、此ノ如キ天理ニ乖戾シ人情ニ背反スル所業ヲ馴致スル甚タ酸鼻ニ堪ヘサルナリ、之ヲシテ黙々ニ付セシムルトキハ被治者ハ終ニ其弊害ヲ脱シ難ク施治者ハ其保護ノ責ヲ尽ササルニ似タリ、依テ之ヲ改良セシメンカ為メ今般乙第百十五号布達育兒救助方法ヲ施行ス、…略…管下一般能ク此意ヲ体シ敢テ禽獸ニ恥ツルノ所業ヲ為シ天地化有ノ大得ニ背ク可カラス、各自相共ニ此挙ノ目的ニ随ヒ従来ノ悪弊ニ陥ル無カラントヲ望ム、此旨論達候事

明治十四年八月八日

山形県令 三島通庸

この論達が示すように、明治初頭の山形県においては、江戸時代に引き続いて墮胎や間引きが社会習慣や風習となっていた。明治維新となり、墮胎・間引きの問題は、社会道徳の問題となり、子育救護、産婆資格を整備する施策が行われたが、同時に間引きを防ぐために産婆養成に積極的に取り組んだ。

二、明治初期の中央政府の政策

(一)「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」にみる産婆

明治元年十二月二十四日、太政官は産婆に対し以下の「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」(明治元年十二月二十四日 太政官)を布達した。²³⁾

近來産婆之者共賣薬之世話又は墮胎之取扱等致し候者有之由相聞へ以之外之事に候元來産婆は人之性命にも相拘不容易職業に付假令衆人之頼を受無餘儀次第有之候共決して右等之取扱致間敷筈に候以來萬一右様之所業於有之は御取糺之上屹度御咎可有之候間爲心得兼て相達候事

この時点で産婆は人命に関わる職業と明文化され、業務上の禁止事項に売薬の世話、墮胎をあげ、罰則として取調べの上処罰すると規定された。初めて、産婆が社会的に責任ある職業として認められた。この点で、近代産婆制度にとって出発点となる規定である。

明治維新となり、欧米諸外国の外交官、お雇い外国人、商人やその他の人々が来日し在住する中で、生命に関わる墮胎・間引きの習慣や風習は欧米の社会規範の観点からすると異質なものであった。明治政府はまず改善すべき習慣として取り上げ、直接携わる産婆を重要な職業であると承認し、産婆を論達する布達となったと考えられる。

(二) 「醫制」にみる産婆

一年余りの準備期間を経て文部省は以下の「醫制」(明治七年八月十八日 文部省ヨリ東京京都大阪三府へ達、八年改正、明治八年五月十四日 文部省ヨリ東京京都大阪へ達)を布達した²⁴⁾。その中の産婆に関する条項は以下の通りである。

第五十條 産婆ハ四十歳以上ニシテ婦人小兒ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ所就ノ産科醫ヨリ出ス所ノ實驗證書

産科醫ノ眼前ニテ平産十人難産二人ヲ取扱ヒタルモノヲ所持スル者ヲ檢シ免状ヲ與フ

(當分) 從來營業ノ産婆ハ其履歴ヲ質シテ假免状ヲ授ク但シ産婆ノ謝料モ第四十一條ニ同シ

(醫制發行後凡十年ノ間) ニ産婆營業ヲ請フ者ハ産科醫或ハ内外科醫ヨリ出ス所ノ實驗證書本條ニ同シヲ檢シテ

免状ヲ授ク若シ一小地方ニ於テ産婆ノ業ヲ營ム者ナキ時ハ實驗證書ヲ所持セサル者ト雖モ醫務取締ノ見計ヲ以

テ假免状ヲ授クルコトアルヘシ

第五十一條 産婆ハ産科醫或ハ内外科醫ノ差圖ヲ受クルニ非サレハ妄ニ手下スヘカラス然レトモ事實急迫ニシテ

醫ヲ請フノ暇ナキ時ハ躬ラ之ヲ行フコトアルヘシ但シ産科器械ヲ用フルヲ禁ス且ツ此時ハ第四十九條ノ規則ニ

從ヒ其産婆ヨリ醫務取締ニ届クヘシ

第五十二條 産婆ハ方藥ヲ與フルヲ許サス

明治八年の改正後は第二十九条、第三十条、第三十一条となっている。この時点で、初めて、産婆の教育と資格取得、産婆業務と罰則に関して規定された。

産婆資格取得に関して四通りの方法が示された。

一、年齢は四十歳以上で、婦人小児の解剖生理及び病理の大意に通じている者。所定の産科医が出す実驗証書、産科

医の前で平産十人難産二人を分娩介助した実驗証書を所持している者を調べて免状を与える（第五十條）。

二、当分の間、従来營業産婆は履歴を質して仮免状を授ける（第五十條）。

三、医制発行後大凡十年間、産婆營業を希望する者は、産科医等の出す実驗証書を調べて免状を授ける（第五十條）。

四、産婆のいない一小地方においては実驗証書を所持していない者でも医務取締の見計で仮免状を授けることができる（第五十條）。

業務に関して次の三種類の禁止事項が示されたが、具体的な罰則は規定されなかった。

一、産婆は急迫の場合のほかは産科医或は内外科医の差し函を受けずに妄に手を下してはならない。（第五十一條）。

二、産科器械を用いることを禁じる（第五十一條）。

三、方薬を与えることを禁じる（第五十二條）。

「醫制」中の産婆に関する規定は、近代産婆制度の方針を示したものであった。産婆行政を委任された地方庁は、地方の実情に合わせて段階的に教育と資格取得の基準を上げながら規則類を制定しまたは改正しつつ産婆制度を形成していた。「醫制」条項中に、産婆制度の確立を医制発行後大凡十年間とあったが、全国統一法規「産婆規則」（明治三十二年）が制定されるまでには、当初の目論見より十五年長い二十五年間を要した。

三、「醫制」布達後の山形県における免状制の確立

（一）「醫制」を受け「産婆營業假規則」の制定

山形県が統一山形県として成立したのは明治九年八月二十一日であった。当時の山形県庁に、「明治九年度府縣醫務取

締人員表」によると専任か兼任かは不明であるが、十九名の「醫務取締」を置いた⁽³⁴⁾。内務省「醫制」布達二年後、山形県令三島通庸は下記の「産婆營業假規則」(明治九年十二月廿七日乙第三十九号)⁽³⁵⁾を区戸長宛に布達した。それ以前は各藩毎の規定及び罰則で、藩を越えた共通の取締規則は存在しなかった。

各區 區長 戸長

産婆營業假規則別紙ノ通施行相成候ニ付テハ以来各區村町里正ニ於テ届出ノ書画逐一檢閲ヲ遂ケ異儀無之分ハ該區戸長ニ於テ一ヶ月分取纏第一課衛生係エ可指出候事
明治九年十二月廿七日 第壹課

「産婆營業假規則」(明治九年十二月廿七日乙第三十九号)

第一條 産婆ハ三十歳以上ニシテ小兒ノ生理及病理ノ大意ニ通シ所就ノ産科醫ヨリ出ス所ノ實驗證書ヲ所持セシ者更ニ試験ノ上免状可下渡事

但從來營業仕來候者ハ年齢本條ノ限ニ非ス

第二條 從來營業ノ者ハ其履歴ヲ質シ假鑑札ヲ可下渡事但從來ノ産婆小兒ノ生理及病理ノ大意ニ通セスハ不都合ニ候條其所近方病院或ハ醫員ニ寄精々可研究事

第三條 産婆ハ方藥ヲ與フルヲ禁ス

第四條 産婦ノ依頼ヲ受候ハ、直ニ回診ノ上住所姓名聞糾シ年月日ヲ詳記シ其村町里正エ可届出事但分娩候ハ、男女小共本文同様可届出事

第五條 産婦ノ取扱方ハ別テ丁寧ヲ盡シ假ニモ漏漏ノ儀有之間敷事

第六條 出生ノ兒産所ニ於テ病死スルカ或ハ胎内中ニアツテ死失候節ハ其病名并診断ノ手續等詳細記載其村町里正エ可届出事

第七條 分娩セシ兒ヲ壓殺ハ勿論墮胎ノ儀從來御制禁ニ付銘々嚴重相心得若シ右様ノ儀見聞候ハ、早々可訴出情ヲ

知テ不訴出ニ於テハ屹度可及處分事

第八條 無鑑札ニテ營業或ハ生死届等ヲ等閑候者ハ屹度可及處分管ニ付銘々心得違致間敷事

「産婆營業假規則」を制定するので、従来營業の者ならびに新規に産婆を営もうとする者は、規則に照らして出願するようにと布達した。施行時の届出事務の扱いは、産婆は各区村町里に届出、区戸長は届出の書面を逐一検閲して、異儀のない分は区戸長が一カ月分ずつまとめて、第一課衛生課係へ提出するものであった。区戸長が直接の窓口となり、第一課衛生課係が受理するという方式であった。

教育と資格に関して山形県免状と仮鑑札と二種類の形態が示された。

一、産婆は三十歳以上で小児の生理及病理の大意に通じ、所就の産科医よりだす実験証書を有する者更に試験の上免状を下渡する。但従来營業者は年令本條の限りにあらず（第一條）。

二、従来營業の者は其履歴を質し仮鑑札を下渡する事。但従来の産婆は小児の生理及病理の大意に通じないのは不都合であるから其所近の病院或ハ医員に寄りて力の及ぶ限り研究する事（第二條）。

「醫制」と比較すると、産婆の年齢は、四十歳以上から三十歳以上へと引き下げ、実験証書を所持する者に試験の上免状を下付すると、試験を課している。

従来營業者に対しては、「其履歴書ヲ質シ假鑑札ヲ可下渡事」と変更はないが、近所の病院あるいは医員に寄り力の及ぶ限り研究することと学的知識を強調している。医制中、発行後大凡十年間の特例を示す文言は削除し、基本的には実験証書を所持する者に試験の上免状を下付する線を明確に打ち出した点が、「醫制」の規定より進んだものとなっている。業務と罰則に関して、県独自に規定された。

一、産婆は方薬を与えるを禁ずる（第三條）。

二、産婦の依頼を受けたならば直に回診の上、住所姓名を聞糾し年月日を詳記し其村町里に正しく届出る。但分婉し

たならば男女小共を届出る(第四條)。

三、産婦の取扱方は別て丁寧を盡し仮に産漏の儀があつてはならない(第五條)。

四、死亡届について、出生児が産所で死亡するか又は胎内死亡した場合には、病名並びに診断手続き等を詳細に記載して村町里に正しく届出する(第六條)。

五、分娩した児を庄殺は勿論墮胎の件は従来から禁止されているので、嚴重に心得もしそのような事を見聞したならば早々に訴出る。訴出ない場合には処罰される(第七條)。

六、無鑑札で営業あるいは生死届等を提出しなかつた者は、処罰される(第八條)

「醫制」と比較すると、方薬に関しては「醫制」の文言と同じである。産婆の業務に関して、回診と届出、分娩時の届出、産婦の取扱方、死亡届について県独自に具体的に規定している。

罰則に関して、「醫制」中になかつた庄殺・墮胎について明文化しているのは、山形県の墮胎・間引きの現状を反映した条文である。無鑑札が罰則になってきたのは、免許と鑑札制度の進捗状況を示すもので、明らかに「醫制」より数段進んだ規定と言える。

以上、履歴を調べて仮鑑札下付することは「醫制」と同趣旨の規定であつたが、実験証書取得者に試験の上(山形県)免状下付することと業務と罰則に関しては山形県独自の規則であつた。両方とも「醫制」の方針より一步進んだ段階であつた。

この頃山形県は、山形県庁に医務取締十九名を置いたが、未だ事務条項がなく、区戸長を窓口にする等、衛生事務組織としては未整備であり、区毎のばらつきがあつたと考えられる。しかし、当時、産婆の従来開業者で仮鑑札の取得者は、明治十年百四二名、内訳は南村山郡十名、東村山郡七名、西村山郡二名、北村山郡四名、最上郡二名、飽海郡一三名、東田川郡一七名、西田川郡二八名、西置賜郡一六名、東置賜郡十名、南置賜郡一四名であり、産婆一人当りの出

産数は百二八・九六であつた。十一年百三八名、十二年百五九名であつた。⁽³⁶⁾⁽³⁸⁾

同時期の東京の産婆数が、明治十一年三二九名、十二年免状一五名、従来開業者二八七名、合計三〇二名であつた。⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾
山形県は免状産婆はいなかつた。

(二) 山形県の衛生事務組織の整備

規則類の施行には、試験、免許下付、登録等に衛生事務組織の整備が大きく関わってくる。

中央政府においては、明治六（一八七三）年十一月に内務省が設置され、一般医療行政が内務省の管轄となつた。明治七年「醫制」布達後の八月、「醫制」施行のために府県に医務取締設置に関する布達を緊急に検討した。⁽³⁹⁾

醫制ヲ東京府ニ達ス然レドモ其中ニ就キ實際行ハルヘキ緊急ノ條項ヲ採拾シテ之ヲ施行セシメ又府廳ニ於テ持ニ行ハント欲スル所ノ事項ハ之ヲ文部省ニ稟議セシム尋テ醫制第七條ノ旨趣ニ據リ醫務取締ヲ置カシム先ツ此設ケアラサレハ諸般衛生事務ノ幹施ニ便ナラサルカ故ナリ九月京都大坂ノ二府ニ達スル亦東京府ニ同シ

山形県の衛生事務組織の整備状況の変化は以下の通りであつた。

山形県では対応が早く、一九名の医務取締を置いた。⁽³⁹⁾さらに、明治十五年に「第二年報ニ開陳スルカ如ク配置ノ方法擔任ノ事項ノ如キ一定ノ成規ナク事業周到ノ日ヲ期シ難キヲ以テ明治十年五月二七日ニ始テ衛生擔當吏員ヲ各府縣ニ置キ以テ衛生ノ事務ヲ施行セシムルニ至ル」⁽⁴⁰⁾に対し、山形は五名の衛生担当吏員を申牒した。

明治十年十二月十五日、山形県令三島通庸は各区、区長と医務取締宛に「衛生取締事務章程ニ付達」（明治十年十二月十五日、丙第二百三十七号）を布達した。⁽⁴¹⁾その中に、以下の取締の事、学術を奨励する事、間引き庄殺を禁じる事、試験に立ち合う事が規定された。

一、区内私立医塾私立病院醫師家畜医薬舗製薬人産婆並ニ売薬云々等ノ取締ヲナス事（第一條）

二、醫師藥舗家畜醫制葉家産婆等ノ學術ヲ勸奨スル事(第二條)

三、敵ニ墮胎圧殺ヲ視察シ若シ之ヲ行フモノアリテ其証ヲ得ルカ又ハ現ニ其行跡ヲ認ムルトキハ速ニ之ヲ具状スル事

(第十條)

四、区内医員及産婆或ハ医学生徒試験等ノ節ハ時宜ニ寄り立合監臨スル事(第十五條)

更に、同日付で、山形県令三島通庸は各区、区長と戸長宛に「区医職務章程及区医処務順序ニ付達」(明治十年十二月十五日、丙第二百四十一號)を布達した。⁽⁴²⁾その中に届出をする事が規定された。

一、其受持区内ニ於テ医師藥舗産婆等ノ開業ヲ願出ル向アルトキハ其願書工連署スル事(第三條)

二、受持区内ニ於テ医師藥舗産婆等ノ開業ヲ願出ルモノアリ格別不都合ナキヲ認ルトキハ其書面エ一々連署押印スル事(十六條)

明治十一(一八七八)年五月、内務省から「醫務取締ハ日常人民ニ親接シテ衛生事務ヲ履行スルニ緊急タルヲ以テ曩ニ三府ニ達シテ設置セシメシカ各縣ニ於テモ其職ノ必要ナルニ注意シ殆ト之ヲ置カサルノ地方ナキニ至レリ」と乙第四十四号並びに四十九号を以て、各府県宛に「衛生事務取扱之儀自今担当吏員ヲ選定シ担当セシムルベキ旨」が布達された。⁽⁴³⁾山形県では県庁庶務課第五部に五名を置きその任にあつた。⁽⁴⁴⁾この頃、山形県では、明治十二年十二月二十三日、山形県令から郡役所宛に「本年一月丙第二十一号ヲ以テ取調相達候醫術内外科各科開業醫産婆藥舗ノ儀増減取調ノ次第有之候ニ付其營業筋ノ者ニ於テ明治十三年一月ヨリ廢業及死亡等有之節ハ其都度可届出此旨相達候事」(明治十二年十二月二十三日、丙第二百九十一号)⁽⁴⁵⁾を布達した。山形県では既に医療職及び産婆等の人数の取調べを開始していたが、この布達により取調べは本格化した。

明治十二(一八七九)年十二月二十七日、内務省は府知事県令宛に「府縣衛生課事務條項」(明治十二年十二月二十七日内務省達乙第五十五号)を布達し、⁽⁴⁶⁾「前略自今更ニ衛生課ヲ設ケ略々衛生ノ大意ニ通スル者ヲ撰テ之ニ專任シ別紙ノ條項爲

取扱候様可致」と、次の業務に従事することを規定した。

警事取締ノ事 獣医、産婆等ノ開閉業ヲ督察シ其現員ヲ調査スル事(第二)、統計報告ノ事 郡區ヨリ出ス所ノ出産死亡流産ノ申報ヲ収録シ管内ノ人口死者云々、獣医、産婆等ノ開閉業等ヲ調査シテ毎一年ノ統計表ヲ製スル事、以上ノ統計報告等ハ都テ毎期ニ内務省衛生局ニ申達スル事(第六)

明治十三年二月二十八日、太政官は衛生事務、組織の強化を企てて第十六号を以て「判任官増員」を布達した。⁽⁴⁷⁾「衛生事務擴張ノ爲三府四港ノ各地方ハ判任官各七名他ノ地方ハ同五名ヲ増加セラル」⁽⁴⁸⁾。山形県ではこれを受け明治十三(一八八〇)年に県庁に二部からなる衛生課を設け十三年一月に十一名衛生課員を置き、郡役所に二十五名の主務を置いた。⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾

内務省は更に、府知事県令宛に「町村衛生事務條項」(明治十二年十二月二十七日内務省達乙第五十六号)を布達し、「町村内ニ於テ實際人民ニ接シ致世話候者無之テハ日常民間ノ實況ニ就キ行ハレ兼候場合モ不少ニ付、更ニ町村ノ公撰ヲ以テ衛生委員ヲ設ケ別冊ノ條項ニ準拠シ戸長ヲ助ケテ該町村衛生ノ事務爲取扱可云々」と公選で町村衛生委員を置き町村衛生事務条項を扱う事とした。⁽⁵¹⁾その第一條に「出産死亡流産ノ員數ヲ取調毎月之ヲ郡區長ニ申出ル事」が規程された。

山形県ではこれを受け、山形県令三島通庸代理山形県少書記官深津無一の名前で、明治十三年一月三十一日、「町村衛生事務條項ニ付達」(明治十三年一月三十一日乙第拾弍号)を布達し、公選による町村衛生委員を置き戸長を助けて該町村衛生の事務を取り扱うよう指示した。⁽⁵²⁾その中で「出産死亡流産ノ員數ヲ取調毎月之ヲ郡區長ニ申出ル事」(第一條)と届出を義務づけた。この年の山形県の町村衛生委員は九七一名で、内訳は有給七七五名、無給一九六名であった。⁽⁴⁹⁾町村衛生委員の配置が整った明治十三年四月一日、山形県令三島通庸から郡役所宛に「衛生委員事務取扱規程及心得概目ニ付達」(明治十三年四月一日丙第八十九号)を布達し、⁽⁵³⁾衛生委員事務取扱規程、衛生委員心得概目により町村内での業務並びに心得を詳細に定めた。

以上によって、山形県内の衛生事務組織の体制は整備され、県庁、郡役所、町村衛生委員の役割、各種届出の内容と

手順が決まり、各種衛生統計の作成も開始し、規則類を施行できる基盤が完成していった。

この衛生事務組織の整備により、先に述べた「産婆取締假規則」(明治九年十二月廿七日乙第三十九号)の施行が実質的に可能になったと云える。

(三) 山形県における新「産婆營業假規則」制定

山形県の衛生事務組織に関する諸事務規程が整備された後、山形県では「産婆營業假規則」(明治九年乙第三十九号)を廃止し、新たに左記の「産婆營業假規則」(明治十三年八月二十三日乙第五百十二號)を制定した。⁽³⁴⁾

「産婆營業假規則」(明治十三年八月二十三日乙第五百十二號)

試験手續

第一條 産婆ハ産科學ノ大意ニ通スルモノニ非レハ其業ヲ營ム事ヲ得ス

第二條 新ニ産婆營業ヲ為サントスルモノハ開業醫師ヨリ實驗証書ヲ得テ試験願ヲ郡長ヘ差出ヘシ

但從來産婆營業ノモノニシテ既ニ假鑑札ヲ交付セシ分ハ此限ニ非スト雖猶病院若クハ醫師ニ就キ産科學ノ大意ヲ講究スヘシ

第三條 郡長ハ郡醫濟生館醫 南村山郡ニ限ル以下倣之ヲシテ其出願者ヲ試験セシムルヘシ

第四條 郡醫濟生館醫ハ本人ノ産科學ノ大意ニ通スルヤ否ヲ試験シ併セテ其手術ヲ検査ス可シ

第五條 郡醫濟生館醫ハ試験終ハルノ後第一條ニ適否ノ見込ヲ取調郡長ヘ申報スヘシ

第六條 郡長ハ郡醫濟生館醫ノ申報ヲ審査シ之レヲ縣廳ヘ差出ス可シ

第七條 縣廳ニ於ハ前條ノ手續ヲ經テ學術相當ノモノヘハ免状ヲ授クヘシ

取締心得

第八條 産婆ハ妊婦並産婦ニ主トシテ方藥ヲ與フル事ヲ得ス

第九條 難産ニ係ルモノハ醫師ヲ引キ協議スルヲ要ス妄ニ自己ノ臆斷ヲ以テ危嶮ノ手術ヲ施スヘカラス

第十條 産婆妊婦ノ囑托ヲ承ル時ハ其妊婦ノ住所姓名年齢等ヲ詳記シ其町村衛生委員ヘ届出可シ

第十一條 出産及死胎分娩男女ノ別ヲ明ニス並流産ハ其都度前條ノ如ク其町村衛生委員ヘ届出可シ

但出産ノ嬰兒産所ニ死亡トスルカ又死胎分娩セシ時ハ其檢按ノ手續等詳細取調届出可シ

第十二條 産婆ハ免狀無クシテ 従來ノ産婆ハ無鑑札營業スル事ヲ得ス

新規則が「醫制」に定める産婆の条文と異なる点は年齢制限、必須学科、経験の規定がないことであつた。そして二種類の形態と試験願いの手順を具体的に示した。

一、新たに産婆營業を希望する者は開業医より実験證書を得て試験願を郡長へ差出し、試験合格者に免狀を下付する（第二條）（第七條）。

二、従來産婆營業の者で、既に仮鑑札を交付した分はこの限りではないが、病院又医師について産科学の大意を講究する（第二條）。

試験願の手順は、

一、郡長は郡医と済生館医に出願者の試験をさせる（第三條）。

二、郡医と済生館医は出願者を試験し併せて其手技を検査する（第四條）。

三、郡医と済生館医は試験終了の後、適否の見込みを調べ、郡長へ申報する（第五條）。

四、郡長は郡医と済生館医の申報を審査し、これを県庁へ差出す（第六條）。

五、県庁においては前條の手續を経て學術相當の者へは免状を授く(第七條)。

これを明治九年の「産婆營業假規則」と比較すると、産婆になる者は産科学の大意に通じる者であると原則を示した。さらに免状取得までの手續きを実験証書を取得した上で、試験を受け、県免許の下付を受ける、実験証書—試験—免状制と成文化された。また山形県の医療行政における済生館の役割が示された。

業務と禁止事項及び罰則に関しては、医制にない県独自の規定が以下のようにみられる。

- 一、難産に係わる者は医師を引き協議する必要がある、妄に自分の臆断で危険な手術を施してはいけない(第九條)。
- 二、産婆妊婦の囑託を承る時は其妊婦の住所姓名年令等を詳記し其町村衛生委員へ届けでる(第十條)。
- 三、出産及び死胎分娩(男女の別に明らかにする)並びに流産は其の都度前條の如く其町村衛生委員へ届出る。
- 但出産の嬰兒産所で死亡するか又死胎分娩した時は其の検案の手續等詳細に取調べ届出る(第十一條)。
- 四、産婆は免状無くして營業する事ができない(第十二條)。

明治九年の「産婆營業假規則」と比較すると、業務と禁止事項について新たに難産の場合に医師を招聘する、嬰兒の死亡、死胎分娩は検案の手續等詳細に調べる、免状無くして營業することができない、が規定された。一方、嬰兒圧殺や墮胎禁止の見聞時の訴出、及び訴出ない時に処罰される、産婦の取扱方は丁寧を盡して云々、禁止事項の無鑑札營業及び生死届出しな者への罰則に関する事項は削除された。

さらに、「産婆營業假規則」制定と同じ日に布告された「郡務取扱規定」(十二年十月丙二百四十九號)の一部改正(十三年八月廿三日丙第二百十號)により、産婆試験実施が規定され、山形新聞に、以下の記事が掲載された。⁽⁵⁾

官七 産婆試験願の事 ○丙第二百十號 郡役所

本年(二月) 丙第五十號達郡務取扱規程中第四十項左の通り改定候條此旨相達候事
第四十項 産婆試験願を調理する事

明治十三年八月廿三日

山形縣令三島通庸代理 山形縣少書記官深津無一

〔『山形新聞』三五二号、一三年九月二日〕

ついで、「産婆營業假規則」が山形新聞の一頁掲載の本縣録事に明治十三年八月二十八日、二十九日、三十日の三日間に分割して掲載された。^{(36) (58)}

この時点で山形県の産婆の試験による免状制が本格的に実施されるに至った。規則制定された明治十三年、従来開業者で仮鑑札取得の産婆の数は百六〇名、内訳は南村山郡一七名、東村山郡六名、西村山郡一八名、北村山郡四名、最上郡二名、飽海郡一三名、東田川郡三一一名、西田川郡一五名、西置賜郡一五名、東置賜郡一二名、南置賜郡一四名であった。翌十四年には百三三名に減少している。

明治十三年、産婆一人当り出産数は百二四・七三、十四年七〇・一八であった。^{(39) (60)} 全国及び東京の産婆一人当たりの出産数は、明治十三年全国四四・九九、東京六四・五一、十四年全国二三・〇八、東京不明である。山形県の登録産婆数は、全国及び東京の二分の一ないし三分の一であった。明治十三年の産婆一人当たりの出産数は、全国平均の二・七七倍、東京の約二倍、十四年は、全国平均の三・〇四倍であった。^{(60) (61)}

山形県の生産百に対する死産は、明治十三年一・七五、明治十四年一・五一、明治十五年一・〇一であった。全国の同年の生産百に対する死産は、二・〇九、三・六〇、三・三四であった。全国に比較すると低率であるが、明治十四年八月二十日山形縣令三島通庸の「墮胎禁止・育児救助ニ付論達」や明治九年「産婆營業假規則」の第七條中の「分娩セシ兒ヲ壓殺ハ勿論墮胎ノ儀從來御制禁ニ付銘々嚴重相心得若シ右様ノ儀見聞候ハ、早々可訴出情ヲ知テ不訴出ニ於テハ屹度可及處分事」等から届けなかったための数値であったと考えられる。

産婆数の不足と、墮胎・間引きの問題解決のために、産婆数確保の施策として多人数の産婆養成が必要不可欠となつていった。

(四) 山形県における無免状及び無仮鑑札の営業禁止——「産婆営業假規則」改正

山形県では実驗証書—試験—免状制と仮鑑札制の徹底を図るため、明治十六年二月二十三日付で、「産婆営業假規則」(明治十三年八月二十三日乙第五百十二號)の改正を行い、左記の改正「産婆営業假規則」(明治十六年二月二十三日乙第五百十二號)を布達した。⁽⁶⁾

第十二條 産婆ハ免状又ハ假鑑札ヲ受ケタル者ニアラサレバ營業スル事ヲ得ス

第十三條 第八條以下ニ違背シタル者ハ刑法ヲ以テ糾治セラルヘシ

右を追加したものであった。改正前の「産婆ハ免状無クシテ從來ノ産婆ハ無鑑札營業スル事ヲ得ス」をより分かりやすくし、禁止事項に違背する者の罰則が刑法で示された。

無免状又は無仮鑑札の営業禁止を徹底させるために、罰則を厳しくし、後に論述する「産婆傳習假規則」による教育を受けさせる施策であった。それはまた免状制と仮鑑札制の徹底を図り、「産婆営業假規則」を本則へ切り替えるために必要な施策であったと考えられる。

四、山形県の産婆養成政策

(一) 全国共通の内務省免状産婆養成開始——「山形県濟生館産婆教場規則」「山形県濟生館産婆生徒規則」の制定

内務省では明治十年から産婆免状試験を行い、合格者に内務省免状を付与した。それに伴い東京府では東京府病院産婆教授所で内務省免状産婆教育を開始した。明治十四年の廃校まで五年間、同所の卒業生の多くが内務省産婆免状を取得した。

山形県においては明治十三年、新「産婆営業假規則」(明治十三年八月二十三日乙第五百十二號)により山形県の実驗証書を持つ者に試験を行い、免状と仮鑑札制を付与する規則を制定し、同年九月六日付けで左記に掲げた「山形県濟生館

産婆教場規則」(乙第百六十五号)と「山形県済生館産婆生徒規則」(乙第百六十五号)を布達して山形済生館で産婆養成を開始した。⁽⁶³⁾

今般山形済生館ニ於テ既ニ産婆教師ヲ雇入レ産婆生徒ヲ招募別紙規則ノ通施行候條此旨布達候事

山形縣令三島通庸代理

山形縣小書記官深津無一

明治十三年九月六日

山形県済生館産婆教授掛職制

産婆教授掛

專ラ産婆生徒ヲ教授シ兼テ産婦ノ求メニ應シ施術ス該掛ハ醫局中治療掛及醫學掛ニ隸屬ス

山形県は産婆養成を開始するために産婆教師を採用し、産婆生徒の教授に当たらせることを明記している。初代の産婆教授掛は、東京府病院産婆教授所の卒業生佐藤千萬であった。⁽⁶⁴⁾ここでは産婆教育に産婆が当たったが、東京府病院産婆教授所においては教師は医師であった。

「山形県済生館産婆教場規則」(明治十三年八月二十三日乙第百六十五號)

第一條 産婆生徒ヲ分テ二トシ一ヲ入學生トシ二ヲ通學生トス

第二條 入學ト通學トニ論ナク都テ學業ノ期限ハ四期半年ヲ一期トス即二年ト定メ初メ三期即一年半ノ間ハ理論ヲ

主トシ終リ一期即半年間ハ模倣並ニ妊婦ニ就キ專ラ實地ノ処置ヲ教フ

第三條 授業時間理論實地ヲ併セ毎日二時間乃至三時間ト定ム

第四條 毎期ノ終リ試験ヲ行ヒ落第スル者ハ再ヒ前期ノ学科ヲ修メシム

第五條 四期間教授終ルノ後試験ヲ行ヒ其答辨ヲ得ル者ニハ卒業証書ヲ與フ

第六條 生徒ハ二十歳以上三十歳以下ノ婦人ニシテ普通文書差支ナキモノヲ試験シ毎年定期入學ヲ許ス

第七條 試験ハ毎年二期ト定メ七月十日ヨリ九月十日迄ヲ休業トス

第八條 入學セント欲スルモノハ左ノ証書ヲ差出サム

但通學ハ此限ニ非ス

第九條 學科ハ左ノ四期ニ分ツ

第一期 第一項 預備論

第二期 第二項 平常妊娠ノ論

第三期 第三項 順産ノ論

第四期 第四項 産婆及哺乳期中ノ常法

第五項 妊娠中異常ノ經過

第三期 第六項 分娩經過間ノ破格

第七項 産褥哺乳期中ノ障害

第八項 産婆ノ努メ 藥物用法 卒然不良ノ症候起ルニ臨ミ産婆ノ所置産婆ノ世上ニ盡ス可キ義務及

其官府ニ對スル關係

實地演習

第四期 以上諸項復習

實地演習

佐藤千萬は、教師として赴任した山形県済生館での教育に、東京府病院産婆教育所で使われていたエーナ大学産婦人

科教授枢密医官医学博士ベルンハルト・ジグムント・シュルチエ、の産婆学第三版の訳書山崎元脩訳・小林義直関『朱氏産婆論全九巻』（東京府病院、明治十年〜十二年）を教科書として使い、^{(65) (66)}その教育課程と教育方法は東京府病院産婆教授所で行われたものに準じていた。^{(67) (70)}

「山形県済生館産婆生徒規則」（明治十三年八月二十三日乙第百六十五號）

第一條 生徒ノ入學料授業料ハ左ノ如シ

金貳拾五錢 入學料

金拾貳錢五厘 授業料 但毎月納ルモノトス

第二條 生徒タルモノ品行ヲ方正ニシ規則ヲ遵守シ日課ヲ勉勵スヘシ

第三條 入學生徒ハ午前第六時寢蓐ヲ離レ身体ヲ清潔ニシ居席ヲ灑掃スヘシ

第四條 入學生徒ハ午後第十時ヲ限燈火ヲ滅シ午前第六時迄ヲ睡眠時間トスヘシ

第五條 入學生徒ハ大祭日日曜日等放課ノ節ハ午前第六時ヨリ午後第六時迄外出ヲ許スヘシ

但一泊以上ノ外出ハ保証人連印ノ願書ヲ出スヘシ

第六條 入學生徒ハ寄宿中放歌吟詠スヲ得ス喧嘩口論スルヲ得ス建物及器物ヲ汚損スルヲ得ス同學中互ニ金錢ヲ貸

借スルヲ得ス諸商人ヲ引入レルヲ得ス

第七條 日課ノ席ニ就キテハ笑語雜談スルヲ得ス猥リニ居席ヲ離ルヽヲ得ス

第八條 前條ノ規則ニ違反スルモノ入學生徒ハ情ノ輕重ヲ酌量シテ放課三日以内ノ外出ヲ禁ス

第九條 入學ト通學トニ論ナク或ハ怠惰ナルカ或ハ不品行ナルカニテ到底成業ノ見込ナキモノハ時宜ニ因リ退學セ

シムルコトアルヘシ

この規則が山形県独自のものか、否かを知るのには九条からなる「山形県済生館産婆生徒規則」の内容と、東京府病院産婆教授所の生徒規則とを比較すべきであるが、後者が発見されていないために不明である。

以上、山形県済生館産婆教場の内務省免状産婆教育は東京府より三年遅れて始まったが、東京府病院産婆教授所の卒業生が教育の中心となり、東京府病院産婆教授所の教育方法を踏襲した形であった。当初から高い水準の教育が行われたと言える。

(二) 産婆教師による山形県免状産婆養成開始——「産婆術傳習假規則」制定

明治十三年の山形県における産婆一人当たりの出産数は全国平均の三倍であった。このことから、山形県では産婆免許制度を徹底させる事、無免許・無鑑札の産婆営業をなくす事、産婆養成を急ぐ事が当面の問題となった。

そのために明治十四年、産婆の速成を目指して左記の「産婆術傳習假規則」を制定した。¹⁾

「産婆術傳習假規則」(明治十四年八月八日乙百十六号)

第一條 管内ノ産婆ヲ養成センカ爲メ左ノ地ニ傳習所ヲ設置シ済生館産婆教授掛ヲ派遣傳習セシム

産婆傳習所位置及傳習人集合區域

山形 南村山郡、天童 東村山郡、寒河江 西村山郡、楯岡 北村山郡、新庄 最上郡、酒田 鮑海郡、
 藤島 東田川郡、鶴岡 西田川郡、宮 西置賜郡、高畠 東置賜郡、米沢 南置賜郡
 但事宜ニ因リ位置及集合區域ヲ増減取捨スル事アルヘシ

第二條 傳習期間ハ一週年二期ト定メ一ヶ所一期ノ日數大凡七日間トス

第三條 産婆教授掛ヲ派出セシムル時ハ豫メ各所巡回ノ日割ヲ定メ之ヲ通告スヘシ

第四條 従来ノ産婆及新タニ該術ニ従事セントスル者ハ事故ナクシテ傳習所ニ入ラサル事ヲ得ス

第五條 産婆傳習中ハ聰テ教授掛ノ指揮ニ従フヘシ

第六條 傳習ノ科目左ノ如シ

第一期 第一 婦人骨盤及兒体ノ大意 附産婆本務ノ大意

第二 分娩力分娩期及分娩經過ノ大意 附胎兒骨盤ヲ通過スル方法

第三 手術演習

第二期 第一 妊婦摂生法

第二 受胎及妊娠經過ノ大意

第三 手術演習

第三期 第一 産婦ニ關スル要件

第二 陣痛異状ノ大意 附處置方法ノ概略

第三 手術演習

第四期 第一 胎兒ノ死生及初生兒ノ大意

第二 異状産ノ概畧 附産婦頓發症ニ臨テ施スヘキ處置ノ大意

第三 手術演習

第七條 傳習濟ノ者ヘハ其證書ヲ付與スヘシ

第八條 傳習所經費及産婆教授掛旅費日當等ハ地方税衛生費ノ内ヨリ支給スヘシ

第九條 傳習中ハ傳習人ヘ出席日数ニ應シ賄料ヲ補助スヘシ

但傳習所々在ニ住居ノ者ハ此限ニアラス

この規則により、山形済生館の産婆教師による管内の巡回産婆教育が始まった。巡回地区は南村山郡、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、飽海郡、東田川郡、西田川郡、西置賜郡、東置賜郡、南置賜郡の十一郡であった。

「産婆術傳習假規則」は八条から成り、「産婆営業假規則」(明治十三年)で定めた従来の開業産婆及び新規の者で実証書を取得し、試験を受ける事が困難な者に免許を与えるために制定された規則であり、「産婆営業假規則」(明治十三年)を補助するための規則であった。

参加は自由参加で強制ではなかった。教育期間は一年に二期で、一期は七日間であった。教育課程は山形県済生館産婆教場の教育課程を簡略化した内容であった。伝習済みの者へ証書を出した。この証書は、山形県の産婆試験を受ける受験資格となった。合格者に山形県から免状を下付され、産婆営業が許可された。この制度が実施されたことを裏付ける記録が残る。その一つは明治十六年六月四日、済生館産婆教師佐藤千萬は酒田医会所(十全堂)で、飽海郡の産婆試験を実施した例である。その二は従来営業者の例で、

「祖母は、慶應生まれで、明治以前からの左沢でただ一人の取り上げばあさんでした。明治の初期頃より衛生法の法律が出来て、無免許では取り上げが出来ない時期になりました。役場より是非講習を受けて、正式な産婆になってくれとの願出に、祖母は一里半離れた、寒河江郡役所まで講習を受けに毎日一週間通って受講したそうです。結果、「産婆営業 山形県平民 右免許候事」のような證書を郡役所より受けて正式な産婆として看板を上げたそうです。当時七日間の日当を二円五十銭役場より戴いたそうです」と子孫が語っている。⁽⁷²⁾

明治十八年一月十日の県衛生課報告によれば明治十七年の各郡産婆伝習生徒総数四百四十人、卒業見込数二百八十七名であった。⁽⁷³⁾

ところで、山形県内の産婆数は、明治十五年百七十八名、明治十六年二百四三名、明治十七年不明であった。産婆一人

表 1 産婆一人あたりの出産数 (人)

	山形県	(産婆)	全国	東京
明治 15 年	97.93	(178)	50.02	64.31
明治 16 年	80.4	(243)	45.09	64.89
明治 17 年	不明	(不明)		

が、明治十六年七月五日「産婆取締規則」(明治十六年七月五日乙第四十一號)を制定したことにより、前規則は廃止された。⁽¹⁷⁾この時点において、山形県の免許鑑札は本免状と従来営業者及び限地開業者の仮免状の二種となった。

当たり出産数は、明治十五年九七・九三、明治十六年八〇・四四であった。全国及び東京における産婆一人当たり出産数は、明治十五年、全国五〇・〇二、東京六四・三一、明治十六年、全国四五・〇九、東京六四・八九であった(表一)。⁽¹⁶⁾

山形県と全国及び東京の産婆一人当たり出産数を比較すると、明治十五年全国の一・九六倍、東京の一・五二倍、明治十六年全国の一・七四倍、東京の一・二三倍であった。全国との比較においては、明治十四年の三・〇四倍、十六年の一・七四倍へと急速に減少し続けた。東京との比較においても明治十三年の一・九三倍から明治十六年の一・二三倍と減少した。

このように、「産婆術傳習假規則」の実施によって山形県の産婆数が増加し、産婆一人当たり出産数が減少している。同規則が成果をあげたことを示している。

なお生産百に対する死産は、十五年一・〇一、十六年一・一七であり、一歳未満の死亡数は各々一〇・三二、一一・九九であった。明治十三年と十四年と比較するとわずかであるが、減少傾向を見せている。

五、山形県免許鑑札制の制定と産婆数の確保

(一) 山形県免許鑑札制を施行するため「産婆取締規則」制定

明治十三年制定、明治十六年二月改正の「産婆営業假規則」によって産婆免状を公布していた

「産婆取締規則」(明治十六年七月五日乙第四十一號)

第一條 産婆ハ産婆学ノ大意ニ通シ満二十五歳以上ノ者ニ非サレハ免許セス

第二條 新タニ産婆ヲ爲サントスル者ハ産婆卒業證書若クハ病院長又ハ開業醫ノ保證書ヲ添ヘ戸長衛生委員連署ノ

上郡役所ヲ經テ縣廳ヘ願出鑑札ヲ請クヘシ

第三條 転居若クハ鑑札ヲ紛失毀損シタル時ハ其事由ヲ具シ更ニ鑑札ヲ請クヘシ

第四條 廢業及死亡若クハ他管ヘ轉籍寄留スル時ハ其事由ヲ具シ鑑札ヲ返納スヘシ

第五條 流産若クハ死胎分娩ヲ取扱ヒ又ハ出産ノ嬰兒産所ニ死亡シタル時ハ詳細其状況ヲ産婦所在ノ町村衛生委員

へ届出ツヘシ

第六條 難産ト認メタル時ハ速ニ醫ヲ引キ協議スヘシ自己ノ臆斷ヲ以テ手術ヲ施スヘカラス

第七條 此規則ニ違背シタル者ハ違背罪ヲ以テ處分セラルヘシ

この規則の施行で産婆の資格取得に試験がなくなり、二十五歳以上で教育を受けて得た産婆卒業證書と保証人として戸長衛生委員連署の上、郡役所経由で県庁に免許を請う鑑札制に変換した。

(二)「産婆取締規則」施行を補助する「産婆術傳習規則」制定

明治十六年七月の「産婆取締規則」制定後、産婆卒業証書鑑札制の徹底をはかるために管内産婆全員に関して強制力を持つ「産婆術傳習規則」(明治十八年五月二十五日乙四十三號)を制定した。²⁸⁾

「産婆術傳習規則」(明治十八年五月二十五日乙四十三號)

第一條 管内ノ産婆ヲ養成セシカ爲メ各郡ニ産婆術傳習所ヲ設ケ教師ヲ派遣シテ傳習セシム

第二條 傳習所ハ左ノ箇所ニ設置ス

南村山郡 山形、東村山郡 天童、西村山郡 寒河江、北村山郡 楯岡、最上郡 新庄、飽海郡 酒

田、東田川郡 藤島、西田川郡 鶴岡、西置賜郡 宮、東置賜郡 高島、南置賜郡 米澤

第三條 傳習期ハ一週年二回ト定メ一ヶ所一回日數凡ソ七日以内トス

但傳習期日ハ郡役所ヨリ通告セシムヘシ

第四條 傳習ヲ終リタル者ハ試験ノ上卒業証書ヲ附與スヘシ

第五條 從來ノ産婆ト雖モ其期日内必ス傳習所ニ出席スヘシ

但止ナキ事故アリテ出席スル能ハザル時ハ其旨郡役所へ届出ヘシ

明治十四年「産婆術傳習假規則」と比較すると「假規則」は県が主催したが任意参加であつた。また、終了者全員に産婆卒業証書を発行した。

一方「産婆術傳習規則」では、伝習について郡役所が参加者や出席の管理を行う体制となつた。さらに、管内の産婆もしくは産婆営業希望者全員を対象にして、出席できない場合には郡役所に届け出る等、強制参加であつた。また、卒業証書は鑑札を請う資格となつたため、伝習終了後に試験の上、成績を確認した上で卒業証書を付与した。

産婆教師は、山形県済生館産婆教授と山形県済生館産婆教場卒業生二名であり、分担して県内の伝習所を巡回した。

「産婆術傳習規則」は施行後約一年、明治十九年四月二十七日乙第四十三號を以て廃止された。廃止後、伝習所は講習所として活用された。明治二十年一月五日に済生館産婆伝習所卒業生三名、松崎ヨウ等が同校の教師になり、巡回産婆養成を実施した。その状況は以下の出羽新聞や山形新聞に掲載された。

表 2 山形県内産婆数

	明治 18 年	明治 19 年
南村山郡	10	10
東村山郡	13	13
西村山郡	13	25
北村山郡	20	21
最上郡	52	53
飽海郡	52	94
東田川郡	23	27
西田川郡	21	27
西置賜郡	20	30
東置賜郡	8	8
南置賜郡	15	13
計	247	321

一、産婆教師巡回 濟生館産婆教師齋藤うた氏は本月十五日西田川郡鶴岡より來港し郡内産婆營業者を酒田市本町七丁目十全堂へ参集せしめて産科上の事を口授されし由に聞けり^{(80)~(81)}

一、十月十五日 濟生館産婆教師藤宇多、酒田十全堂に郡内産婆を集めて巡回指導。十六日、産婆試験を実施⁽⁸²⁾。

一、十八十九の兩日は最上郡醫學講習所に於て郡内の醫師並に産婆營業者數十名を呼び集ひ豫て巡回中産婆教師齋藤歌子の演説講義等を聴問せしが今回は新規營業者も數ありしとゆゑ一層注意して其術を講演されるやに聞く^{(83)~(84)}

一、十月二十日濟生館産婆第一期卒業生、山形の松崎よう(二十一)、北村山郡産婆講習所教師に任命⁽⁸⁵⁾

一、産婆講習會 一昨日廿六より北村山郡楯岡驛の醫學講習會所に於て第二回産婆講習會を開設せしが該講習師は山形濟生館産婆卒業生松崎ヨウ女にて同人が非常の勉強と懇切なるには感心せしも多かりと尚ほ引續き同郡東根村及び尾花澤村の二ヶ所に於ても同會開設の筈なりと云ふ⁽⁸⁶⁾

この後も巡回産婆講習會活動は繼續して展開され、産婆卒業證書發行に寄与した。

この結果、山形県内産婆数は、表二に示したように、明治十八年二百四十七名で、内訳は南村山郡一〇名、東村山郡一三名、西村山郡一三名、北村山郡二〇名、最上郡五二名、飽海郡五二名、東田川郡二三名、西田川郡二一名、西置賜郡二〇名、東置賜郡八名、南置賜郡一五名。明治十九年三百二一名で、内訳は南村山郡一〇名、東村山郡一三名、西村山郡二五名、北村山郡二二名、最上郡五三名、飽海郡九四名、東田川郡二七名、西田川郡二七名、西置賜郡三〇名、東置賜郡八名、南置賜郡一三名であつた。一年間に七四名、一・三〇倍の増加となつた。

表 3 生産に対する死産の割合 (%)

	山形県	山形市	米澤市
明治 17 年	0.78		
明治 18 年	2.24	7.07	0.43
明治 19 年	4.75	10.44	4.25

地区毎の増加が著明な郡は西村山郡一三名から二五名、飽海郡五二名から九四名、西田川郡二一名から二七名、西置賜郡二〇名から三〇名であり、一・二三倍から一・九二倍の増加となった。

産婆一人当たり出産数は表五に示したように、明治十八年七八・三三、明治十九年六九・七八となり、減少した。全国における産婆一人当たり出産数は、明治十九年、三八・三〇であった。⁽⁸⁷⁾⁽⁸⁸⁾全国と比較すると、十六年に一・七四倍、十九年一・八二倍と横ばい状態であった。山形県の産婆数は増加したが、全国的にも産婆数が増加したためであった。

以上、「産婆術傳習規則」に基づき巡回産婆養成により、産婆数は急増し、産婆一人当たり出産数は減少した。

当時の生産百に対する死産は、十七年〇・七八、十八年二・二四、十九年四・七五であり、市街地においては、十八年山形七・〇七、米澤〇・四三、十九年山形一〇・四四、米澤四・二五であった。死産は増加傾向にあり、特に市街地において多かつた。十七年、十八年は届出が徹底せず、数値が低いと考えられる。山形県から死産に対する報告等は出されていない。

六、全国共通への道、産婆を内務省免状か地方免状を得た者とする

(二) 内務省免状と山形県免許鑑札を位置づける——「産婆營業規則」制定

明治十八年五月十五日には、「産婆術取締規則」を廃止して新たに七条から成る「産婆營業規則」(明治十八年五月十五日乙三三六號)を布告した。⁽⁸⁹⁾

「産婆營業規則」(明治十八年五月十五日乙三三六號)

表4 山形県内産婆数 (人)

	全体	従来開業者	免許鑑札
明治18年	247	247	
明治19年	321	321	
明治20年	404	404	
明治21年	473	448	25
明治22年	519	483	38

第一條 産婆營業者ハ内務省ノ免状又ハ本縣ノ免許鑑札ヲ得タル者トス

第二條 新タニ開業セントスル者ハ産婆術卒業証書ヲ以テ縣廳ヘ願出免許鑑札ヲ請クヘシ

第三條 産婆ニ乏シキ地ニ限り郡醫ノ保証ニ依リ願出ツルモノハ免許鑑札ヲ附與スル事アルヘシ

但内務省免許ノ産婆ニシテ開業セントスル時ハ免状寫相添届出ヘシ

第四條 難産ト認メタル時ハ速ニ醫ヲ引キ其見込ニ任スヘシ

第五條 免許鑑札ヲ紛失又ハ毀損シタル時若クハ氏名族籍ヲ變換シタル時ハ鑑札再渡若クハ書換ヲ願出ヘシ

第六條 廢業死亡又ハ他管ヘ轉籍スル時ハ免許鑑札ヲ返納スヘシ

但管内轉居ノ節ハ速ニ届出ヘシ

第七條 此規則ニ關スル願届ハ衛生委員連署ノ上差出スヘシ

この規則では「産婆取締規則」(明治十六年)で定めていた、二十五歳以上の年齢制限がなくなつた。また、産婆は内務省免状を得た者と山形県の免状を得た者を明らかに区別している。

「産婆取締規則」(明治十六年)では、流産、死胎分娩を取扱つた時や嬰兒の死亡時の産婦所在の町村衛生委員へ届出ること及び違背した時には違背罪を以て処分すると規定されていたが、「産婆營業規則」(明治十八年)では罰則が削除された。

さらに明治二十一年三月六日には、出産の際、産婆又は医師を招くよう訓令を出した。⁽⁹⁾

時代の背景と内務省免状あるいは免許鑑札制に対応するため、東京や山形県済生館産婆教場、産科医に弟子入りする、各郡の産婆講習会に参加する等、産婆養成は活発になって行つた。⁽¹⁰⁾⁽¹⁶⁾

表 5 産婆一人あたりの出産数 (人)

	山形県	全国	東京
明治 18 年	78.33		
明治 19 年	69.78	38.30	
明治 20 年	54.38	37.45	
明治 21 年	50.57	40.50	
明治 22 年	50.67	40.33	53.09

この結果、明治十八年以後二十二年までの山形県内産婆数と免許は、表四に示したとおりである。免状内訳は免許鑑札二五名と従来開業者からなるが、従来開業者が圧倒的に多かった。産婆数は、毎年七四名、八三名、六九名、四六名と順調に増加した。山形県の免許鑑札の産婆は二十一年に二十五名、全体の五・二九パーセント、二十二年三十六名で六・九四パーセントと増加した。産婆一人当たり出産数は、明治十八年七八・三三、明治十九年六九・七八、明治二十年五四・三八、明治二十一年五〇・五七、明治二十二年五〇・六七となった。年毎の変化は明治十六年八〇・四四から明治二十二年五〇・六七と急速に減少し続けた。全国における産婆一人当たり出産数は、明治二十年三七・四五、明治二十一年四〇・五〇、明治二十二年四〇・三三であった。東京における産婆一人当たり出産数は明治二十二年五三・〇九であった(表五)。

表 6 生産に対する死産の割合 (%)

	山形県	山形市	米澤市	全国
明治 18 年	2.24	7.07	0.43	
明治 19 年	4.75	10.44	4.25	5.55
明治 20 年	4.90	10.05	6.27	5.75
明治 21 年	6.82	13.00	8.36	6.61
明治 22 年	8.14	10.09	10.09	7.05

全国との比較においては、明治二十年一・四五倍、二十二年一・二五倍と横ばい状態であったのに対し、東京との比較においては明治二十二年の時点で〇・九五倍と低くなった。以上、山形県の産婆数は増加し、産婆一人当たり出産数は全国平均に近づき、東京と同率になって行った。山形県の免許鑑札は、全体の約七パーセントとなり、山形県の免許鑑札制は順調に進行し始めた。

当時の全国、山形県、市街地における生産百に対する死産を表六に示した。死産は市街地

で急激に増加している。全国の出生百に対する死産は増加傾向であった。山形県と全国を比較すると、十九年から二十年は山形県が低かったが、二十一年から二十二年には山形県が高くなっている。

衛生局は既に死産の多さを問題視し、衛生局第八次年報(自明治十五年七月至明治十六年)において、地方別では東北地方山形県、秋田県、青森県、中国地方島根県、四国地方愛媛県、関東地方茨城県、千葉県等に多く、市街地と郡部では市街地に多く、公生と私生では私生に非常に多い。各府県毎に多寡異同があるので、詳悉するよう勧告を出していた。⁽⁹⁶⁾

(二) 全国共通への道、産婆を内務免状か地方庁免状(山形県免許鑑札)を得た者に限るとする——「産婆営業取締規則」の制定

全国の内務省免状産婆数は、明治十九年二七四名、全体の〇・九四パーセント、二十年三三八名、一・一三パーセント、明治二十一年四五七名、一・四八パーセント、明治二十二年六一一名、一・九〇パーセントと年々増加した。山形県免許鑑札は、県内全産婆の六パーセント以上と軌道にのり順調に進行した。この頃、明治二十二年九月十四日、「産婆営業規則」(明治十八年乙三十六號)は廃止された。

新たに内務省免状と地方庁免状(山形県免状)の二つの免状を対等に位置づけた左記の「産婆営業取締規則」(明治二十二年九月十四日、縣令第七十四號)⁽⁹⁷⁾を制定し、明治二十二年九月十四日の「山形縣報第五百貳拾三號縣令」に掲載された。⁽⁹⁸⁾

明治二十三年から山形県統計書では内務省免状は内務省免状、山形県の免許鑑札及び従来営業者と地域限定営業産婆を本県免状と表記した。衛生局年報では内務省免状と地方庁免状と表記した。

「産婆営業取締規則」(明治二十二年九月十四日縣令第七十四號)

第一條 産婆ハ内務省ノ免状又ハ本縣ノ免許鑑札ヲ得タルモノ、外營業スルコトヲ得ス

第二条 新タニ營業セントスルモノハ卒業證書ヲ添へ郡市役所ヲ經縣廳へ願出免許鑑札ヲ請クヘシ

但内務省免許ノモノニシテ開業セントスルトキハ免状寫ヲ添へ届出ツヘシ

第三条 産婆ニ乏シキ地方ニ限り郡醫ノ簡易試験ヲ受ケ其保證書ヲ添願出ツルモノニハ免許鑑札ヲ附與スルコトアルヘシ

第四条 難産ト認メタルトキハ速ニ醫ヲ招キ其見込ニ任スヘシ

第五条 免許鑑札ヲ遺失又ハ毀損シタトキ若クハ氏名族籍ヲ變換シタルトキハ鑑札再渡又ハ書換ヲ願出ツヘシ

但管内轉居ノ節ハ速ニ届出ツヘシ

第六条 廢業死亡又ハ他官へ轉籍スルトキハ免許鑑札ヲ返納スヘシ

但管内轉居ノ節ハ速ニ届出ツヘシ

第七條 此規則第一條第四條ニ違犯シタルモノ其他不正ノ行為アルトキハ貳拾五錢以上壹円九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

前項ノ處分ヲ受ケタルモノハ其情状ニヨリ營業ヲ停止若クハ禁止スルコトアルヘシ

一、教育と資格取得に関して三種類の形態を示した。

一、産婆は内務省の免状又は本県の免許鑑札を得たもののみが營業できる（第一條）。

二、新たに營業する者は卒業証書写しを添え郡市役所經由で県庁へ願出、免許鑑札を請う、但内務省免許の者で開業する時は免状写しを添え届出る（第二條）。

三、産婆の乏しい地方に限り郡医の簡易試験を受け其保證書を添え願出る者に免許鑑札を付与することがある（第三條）。

表7 山形県内産婆数と免状内訳 (人)

	産婆数	内務省免状	本県免状
明治23年	553	1	552
明治24年	600	4	596
明治25年	662	5	657
明治26年	675	5	670
明治27年	703	5	698
明治28年	744	5	739
明治29年	739	5	734
明治30年	766	6	760
明治31年	796	8	788

四、免許鑑札を遺失又は毀損した時若しくは氏名族籍を変換した時は鑑札再渡し又は書換を願出る(第五條)。
 五、廃業、死亡又は他官へ移籍する時は免許鑑札を返納する(第六條)。
 「産婆營業規則」(明治十八)と比較すると、産婆は内務省免状又は本県の免許鑑札を得た者の外營業することができな
 いと強調した。鑑札の扱いについて具体的に規定した。營業手続きに関して卒業證書の写しを添え郡市役所を経てと、
 具体的になった。限地開業産婆の場合にも郡医の簡易試験を受けその保証書を添えて願ひ出る者と、単なる郡医の保証
 から試験を導入するなど質の保障を図った。

業務と罰則に関する規定は二種類示した。

一、難産の場合には速やかに医師を招聘し、その診断に任せる(第四條)。

二、規則第一條第四條に違背した者、その他不正行為がある時は貳拾五錢以
 上壹円九拾五錢以下の科料に処す。前項の処分を受けた者は其情状に依
 り營業を停止若しくは禁止することがある(第七條)。

「産婆營業規則」(明治十八年)と比較すると、この規則に関する願ひ届、例え
 ば免許鑑札の返納等、衛生委員連署の上差出すは削除された。罰則と賞罰が具
 体的に示され、罰金の場合には科料の金額も示され、營業停止や營業禁止もあ
 ると実施可能な形で明記された。

以上、衛生委員連署の区単位の形態は廃止され、郡役所経由で県庁に届け出
 る衛生事務組織が完成した。この後、明治三十二年「産婆規則」制定まで山形
 県の規則改正はなかったことから、山形県の免許鑑札制はこの時点で完成した
 と考えられる。

表 8 産婆一人あたり出産数 (人)

	山形県	全国	東京
明治 23 年	47.68	38.07	
明治 24 年	41.99	35.36	
明治 25 年	41.08	39.86	
明治 26 年	39.80	38.53	
明治 27 年	38.78	39.07	
明治 28 年	38.46	39.83	27.51
明治 29 年	37.76	40.98	
明治 30 年	41.84	41.42	
明治 31 年	36.95	41.60	27.95

表 9 生産に対する死産の割合 (人)

	山形県	山形市	米澤市
明治 23 年	7.05	19.96	15.83
明治 24 年	11.00	10.58	20.17
明治 25 年	13.11	11.49	20.87
明治 26 年	14.57	11.40	25.05
明治 27 年	14.46	9.42	25.65
明治 28 年	13.24	11.71	23.10
明治 29 年	14.80	13.25	22.45
明治 30 年	12.48	11.52	20.27
明治 31 年	9.87	10.52	9.55

明治二十九年十二月十七日、米澤で産婆試験が行われ八名が受験した記事から各郡毎に産婆試験の上卒業証書を与える形態は継続していた。

この時期の、山形県内産婆数と免許数との関係は表七に示した。産婆数は、毎年一三名から六二名の間で順調に増加した。免許別にみるとその大半は山形県免状であり、内務省免状の比率は明治二十三年一名、〇・一八パーセントから明治三十一年八名、一・〇〇パーセントとほとんど増加しなかった。

明治二十三年からの山形県と全国の産婆一人当たり出産数は、表八に示した。

山形県の産婆一人あたりの出産数を全国平均と比較すると、明治二十三年は山形県が全国の一・二五倍あったが、二十六年には一・〇三とほぼ同じとなり、二十七年には〇・九九、三十一年が〇・八八と全国平均を下回るようになった。東京における産婆一人当たり出産数は明治二十八年二七・五一、明治三十一年二七・九五と低い。その上、東京の内務省免状の比率は二十八年で六一・八九、三十一年六四・六〇と半数以上を占めていた。

以上、山形県の産婆数は増加し、産婆一人当たり出産数は全国平均より下

まわった。しかし山形県の免状は県免許が圧倒的多数を占めた。また山形県の産婆一人あたりの出産数を東京府と比較すると東京府の一・三二倍であった。しかし、内務省免状の比率では東京府の六四・六分の一であった。

当時の生産百に対する死産は、表九に山形県全体と、山形市、米澤市の市街地に数値を示した。

全国を生産百に対する死産は二十三年から二十五年まで八・台で、二十六年から三十一年まで九・台であった。山形県と全国を比較すると、山形県全体の値は二十四年から急増し、宮城、埼玉、千葉、茨城、愛知、島根、高知と並んで高率県になっていた。二十五年には全国八・七四に対して山形一三・一一で埼玉、千葉、茨城、高知と共に超高率県になった。二十六年には全国九・二四に対し山形県一四・五七で、高知と並び最も高率県となり、さらに二十七年には全国で最も高率県となった。二十八年から二十九年は、全国が九・台に対し山形県は一三・一から一四・台で埼玉、千葉、茨城、福島、愛媛、鳥取と共に高率県であった。三十年に下降傾向が現れ、三十一年に急激に下降し九・八三となり全国の九・八八と並んだ。

一歳未満の死亡は、二十四年一七・九三、二十五年二〇・二一、二十六年一九・八八、二十八年二〇・五七、三十年二八・六四、三十一年二九・五〇と増加傾向にあった。

以上、山形県の場合には、明治二十二年「産婆営業取締規則」制定後、産婆数は順調に増加し、全国並になった。しかし、地方庁免許である山形県免許鑑札が多く、内務省免状は非常に少ない状態が問題であった。死産が全国でも高率であったが、明治三十一年に至り急激に下降し、全国並となった。これには公生と私生の問題、前の時代からの貧困の問題も関連していたためと考えられる。一歳未満の死亡が変化しないのは、産婆のみの関連でなく医療水準の問題であったと考えられる。この間母子保健対策と産婆の活動に関しては、今後研究を進める必要がある。

明治三十二年、全国統一法規「産婆規則」(明治三十二年七月十八日勅令三百四十五號)が制定されるまで、十年間この制度が機能した。

八、全国統一法規「産婆規則」制定と、全国共通の産婆試験制と産婆名簿登録制の確立

明治三十二年に勅令産婆規則が制定されたが、それに先だつて「内務省衛生局年報」明治三十一年に、庶務の梗概の中に「中央衛生會 本年中内務大臣ヨリ諮問セラレタル重大ナル事項ハ左ノ如シ」として「一産婆規則勅令案及産婆試験規則省令案」の検討起案がなされた、と中央衛生會において産婆規則勅令案と産婆名簿登録規則の省令案について検討が始まったことが記されている。

この検討に先だつて内務省衛生局は、産婆と出産の割合について調査して、明治三十年、三十一年の衛生局年報に、結果を次のように報告している。

明治三十年の年報では「本年中全國出産ノ總数トノ割合ハ産婆一人ニ對シ出産四十一人四分二厘ニ該當シ之レヲ地方ニ就テ見レハ其割合ノ最モ少ナキハ奈良縣ニシテ産婆一人ニ付出産二十二七分次ハ東京府ニシテ産婆一人ニ付出産二十五人五分一厘又其最モ多キ地方ハ山梨縣ニシテ産婆一人ニ付出産四百八十八人之二次ハ徳島縣ニシテ産婆一人ニ付出産二百五十人一分六厘に當レリ」とあり、同三十一年の報告には、「本年中ニ於ケル出生數ト産婆トノ割合ハ平均出産四十一人六分ニ産婆一人ノ割合ニ該リ之ヲ前年度ニ比スルニ一分八厘ノ増加ナリ而シテ各地方ニ就テ見レハ其ノ割合ノ最モ少ナキハ岐阜縣（一八・五四）ニシテ：中略：一府十縣亦之二次ケリ其ノ他平均以下ノ地方ハ熊本、青森、和歌山、三重、福島、石川、山形、滋賀、大阪、宮城、京都ノ二府九縣ナリ又其ノ割合ノ最モ多キハ山梨縣（四八七・九二）、ニシテ徳島縣（三三一・六七）之二次ケリ」と記載されている。

さらに、最近十年間の平均について「最近十年間ノ平均 最近十箇年ニ於ケル産婆ノ平均數ハ内務省免許千八百三十五人地方廳免許三萬千九百七十一人合計三萬三千八百六人ニシテ産婆一人ニ對スル出産ノ割合ハ三十六人二分九厘ニ該

レリ」と報告され、産婆規則制定に出産と産婆の割合を一つの指標にしたのであった。

そして、明治三十二年七月十八日、左記の「産婆規則」(明治三十二年七月十八日勅令三百四十五号)、「産婆試験規則」(明治三十二年九月六日省令第四十七号)、「産婆名簿登録規則」(明治三十二年九月六日省令第四十八号)が制定された。⁽¹⁰⁾、「産婆規則」は山形縣報第二〇一三號に掲載された。⁽¹¹⁾

「産婆規則」(明治三十二年七月十八日勅令三百四十五號)

第一條 産婆試験ニ合格シ年齢満二十歳以上ノ女子ニシテ産婆名簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ非サレハ産婆ノ業ヲ營ム

コトヲ得ス

第二條 産婆試験ハ地方長官之ヲ舉行ス

第三條 一箇年以上産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非サレハ産婆試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四條 産婆名簿ハ地方長官之ヲ管理ス 産婆名簿ニ登録ヲ受ケントスル者ハ産婆試験合格證書ヲ添ヘ地方長官ニ

願出ツヘシ 産婆名簿ノ登録事項ニ異動シテ生シタルトキハ二十日以内ニ産婆名簿ノ訂正ヲ願出ツヘシ 産婆名

簿ノ登録事項ハ内務大臣之ヲ定ム

(中略)

第七條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生兒ニ異状アリト認ムルトキハ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ処置ヲ爲

スコトヲ得ス

但シ臨時救急ノ手富ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ産科器械ヲ用ヰ藥品ヲ投與シ又ハ之カ指示ヲ爲コ

トヲ得ス

但シ臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケサル者ニ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生兒ノ取扱ヲ専任スルコトヲ得ス

第十條 産婆ニシテ墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ地方長官

ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ一年以内之ヲ停止スルコトヲ得産婆名簿登録前ニ犯シタル罪ニ付テモ亦同シ

第十一條 試験ニ關スル規定ニ違背シタル者アルトキハ其ノ試験ヲ無効トスルコトヲ得若シ已ニ登録ヲ受ケタルト

キハ其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十二條 地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ停止シタル後本人ノ行状ニ依リ其ノ禁止又ハ停止ヲ解除スルコトヲ得

第十三條 産婆試験ヲ受ケントスル者又ハ産婆名簿ニ登録ヲ願出ツル者ニシテ試験又ハ登録ノ以前墮胎ノ罪其ノ他

業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ナルトキハ試

験又ハ登録ヲ許可セサルコトヲ得

第十四條 産婆ニシテ三箇年間其ノ業ヲ營マサルトキ又ハ瘋癲白痴不具廃疾ト爲リ其ノ業ヲ營ムニ堪ヘスト認ムル

トキハ地方長官ハ産婆名簿ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十五條 産婆名簿ノ登録、登録ノ取消、主要ナル登録事項ノ訂正並産婆業ノ禁止又ハ停止及其ノ解除ハ地方長官

之ヲ告示スヘシ

第十六條 左ニ掲クル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 産婆名簿ニ登録ヲ受ケスシテ産婆ノ業務ヲ爲シタル者

二 産婆名簿ノ登録ヲ取消サレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者

三 産婆ノ業ヲ禁止又ハ停止セラレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者

四 第三條ニ關シ虚偽ノ證明又ハ陳述ヲ爲シタル者

五 第七條乃至第九條ニ違背シタル者

第十七條 第四條第三項第五條第二項及第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス附則

第十八條 本令施行以前内務省又ハ地方廳ヨリ産婆ノ免状又ハ鑑札ヲ受ケ現ニ其ノ業ヲ營ム者ハ本令施行後六箇月以内ニ地方長官ニ願出テ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ得

第十九條 地方長官ハ産婆ニ乏シキ地ニ限り當分ノ内出願者ノ履歴ニ依リ業務ノ地域及五箇年以内ノ期限ヲ定メ産婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得

前項ノ免許ヲ受ケタル者ハ産婆ニ準シ本令ヲ適用ニ登録スル限ニ在ラス

条文は十九条から成るが、注目すべき点は付則において、地方庁の産婆免状・監査を有する者は本令施行後六ヶ月以内の期限を限つて産婆名簿に登録すること、及び産婆に乏しき地では五ヶ年以内の期限を限つて限定免許を与えることを認めて、旧制度の産婆が不利益を蒙らないように、規定された。

また、産婆は年齢二十歳以上の女子で、試験に合格した者で、産婆名簿に登録した者でなければ、営業できないことが規定された。試験は地方長官が挙行すること、一年以上産婆の学術を修業した者でなければ産婆試験を受けることができないと、受験資格にはじめて年齢並びに履歴制限を加えたのであった。山形県の場合、「産婆營業取締規則」(明治二十二年)で定めていた一年以上の学術、試験合格後に取得した産婆卒業証書を郡役所経由で県庁に届出、山形県の免許鑑札を受けると定めたことと類似していたので、衛生事務組織上において混乱無く、旧制度から内務省規則に移行できた。業務は三種類示された。

一、産婆は妊婦産婦褥婦又は胎児生児に異常ありと認める時は、医師の診察を請う。自ら異常の処置はできない。但し、臨時救急の手當(当)はこの限りでない(第七條)。

二、産婆は妊婦産婦蓐婦又は胎児生児に対し外科手術を行い産科器械を用い薬品投与又はこれらの指示はできない。但し、消毒、臍帯切斷、浣腸はできる（第八條）。

三、産婆は、産婆名簿に登録していない者に、妊婦産婦蓐婦又は胎児生児の取扱を依頼できない（第九條）。

産婆業務の範囲は、正常な妊婦産婦蓐婦又は胎児生児の取扱いと、消毒、臍帯切斷、浣腸と規定された。異常時は医師の診察及指示を仰ぎ、自ら処置できない。但し緊急時の手當（当）はこの限りでない。外科手術を行い産科器械を用い薬品を投与又はこれらの指示はできないと規定された。

産婆規則では罰則として次の五種類を定めている。

一、産婆で墮胎罪その他業務に関する罪又は禁固以上の刑に処せられる罪を犯した場合、業務禁止あるいは停止がで
きる（第十條）。

二、試験に関する規定に違背した場合、試験を無効にするか登録を取り消せる（第十一條）。

三、一の罪を犯した者、二に違背した者に対して、試験や登録を許可しない場合がある（第十三條）。

四、三年間産婆営業をしない場合、瘋癲白痴不具廢疾等で営業することが困難と判断した場合、登録を取消せる（第十
四條）。

五、産婆登録関係で違背した場合には、五十円以下の罰金に処す（第十六條）。

産婆規則では産婆に登録することで、全国どこでも産婆が営業できるようになったが、その登録並びに取消、主要な登録事項の訂正並びに産婆業の禁止又は停止及びその解除は、地方長官に任されていた。

そのために、「産婆名簿登録規則」（明治三十二年九月六日省令第四十八號）が制定され、各地方庁に一定の様式の名簿を備えて必要な事項を登録させることになった。

また、産婆規則と同時に試験実施細目が定められた「産婆試験規則」（明治三十二年九月六日内務省令四十七号）が公布

された。⁽¹³⁾ 試験科目は学説試験と実地試験とがあり、学説は正規妊娠分娩及びその取扱法、正規産褥の経過及び褥婦生児の看護法、異常の妊娠分娩及びその取扱法、妊婦産婦褥婦生児の疾病、消毒の方法及び産婆心得であり、実地試験若しくは模型試験を行ったが、実地試験の受験資格は学説試験に合格した者であった。

勅令産婆規則が出た当時山形県の産婆数は、明治三十二年八一〇名、内務省免状一〇名、地方庁免状八〇〇名、明治三十三年六八八名で内訳は試験一名、従来営業六七七名、三十四年六七七名で内訳は試験一三名、従来営業者六六四名、三十五年六六四名で試験一〇名、従来営業者六五四名であった。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ 試験を受けた産婆はわずかであるが、従来営業者は、明治三十二年から三十三年に一二三名減少し、その後毎年一三名、一〇名と減少した。

全国の産婆数は、明治三十二年十二月には登録が進行中で登録者は、八三六七名で内訳は、試験五名、従来営業者七九六三名、限地開業三九九名であった。三十三年度二五〇九一名で内訳は試験二三〇名、従来営業者二三五九名、限地開業一三二九名、三十四年二五五〇三名で内訳は試験八二四名、従来営業者二三〇一四名、限地開業一六六五名、三十五年二五七〇九名で内訳は、試験一五三九名、従来営業者二二三八九名、限地開業一七八一名であった。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾ 試験を受けた産婆数は、毎年二二五名、五九四名、七一五名と急増した。

産婆一人当たり出産数は、山形県は三十二年四一・二〇、三十三年四七・一四、三十四年五四・八八、三十五年五四・〇六であった。全国では明治三十二年異動中で不明、三十三年六一・五九、三十四年六五・〇一、三十五年六四・九〇であった。山形県は全国と比較すると一人当たり出産数は少なくなった。衛生局年報明治三十五年から産婆の配置が対人口比で整理されている。産婆一名に対する全国平均は一七八〇・一五であった。山形県は一二七四・三九であり、岐阜県(九一九・五八)、青森県(九七〇・七二)、兵庫県(九七九・七九)に次ぐ平均以上の産婆を有する一府十九県の中に含まれていた。⁽¹⁸⁾

以上、明治三十二年から試験が開始し一時的に産婆が減少したが、明治三十三年以降全国的に試験を受けて登録した

産婆が急増し、従来営業者は廃業や登録取消で徐々に減少して行つた。山形県においても同様の傾向がみられた。

この勅令産婆規則は改正されながら昭和二十二年まで存続し、「助産婦規則」(昭和二十二年五月一日勅令百八十八号)と改められた。^(註)

むすび

近代産婆制度は、「醫制」公布の際に地方庁に委任するとされた。本研究は、地方である山形県の近代産婆制度の成立過程を規則類と産婆数等から調べた。結果として以下のようなことが明らかになった。

一、「醫制」と山形県の近代産婆制度成立過程の関連について

三府以外は、「醫制」が布達されなかった。しかし、地方庁では三府とほぼ同時期に「醫制」の方針に従って「規則」を制定し、産婆の養成を始めていた。「醫制」の条項には教育及び資格に関して、履歴を質して仮免状、医師の下で研鑽し証明書を得る、講習を受けて修了証明書を得る、試験の上免状を下付する等々、選択肢が多かった。このことは、地方の実情に合わせて多様な資格取得の複線型の運用が可能であること並びに地方の実情により複線型の運用でさらに水準を上げるために段階的に切り替えることを可能にした。

山形県の場合には、「醫制」をそのまま踏襲した「産婆営業假規則」を制定し、履歴を質して仮免状を付与する、試験の上仮免状下付の複線型で教育と資格取得を開始した。次に、産婆養成の量と質を確保するために、複線型でなおかつ水準を段階的に切り替えて引き上げて行つた。その後、頻回に「規則」制定と改正、廃止と新規制定を行い、その都度産婆の水準を上げて行つた。

二、山形県の近代産婆制度の成立過程について

「規則」制定と実施結果の産婆統計及び衛生統計から、山形県の近代産婆制度の成立過程は大きく四期に分けられた。以下に説明する。

第一期は「醫制」布達後の山形県において、「醫制」の産婆関係の条文を踏襲して「産婆営業假規則」（明治九年）を制定し、免許制度を成立させた時期である。この時期に衛生事務組織の整備が着手された。この時山形県では内務省の指令で医務取締役を置き、次に衛生課を置き衛生事務官吏を最初五名、後に県庁に十一名、郡役所に二十五名を置き町村衛生委員を九百七十一名配置し衛生事務組織を整備した。その後「産婆営業假規則」（明治十三年）を制定し、山形県における履歴と試験によって産婆免許状を与える制度が成立した。さらに、「産婆営業假規則」を改正して無免許状及び無鑑札の営業禁止を徹底させた。

第二期は全国共通の内務省免状産婆養成と山形県免状産婆養成を行った時期である。「山形県済生館産婆教場規則」「山形県済生館産婆生徒規則」の制定により、そこを修了した者は内務省免状試験を受け、産婆免許状を得ることが可能になった。その一方で「産婆術傳習假規則」の制定により山形県内各地に産婆講習所を置き、そこで産婆教師が巡回して短期間産婆教育を行うことで産婆養成をすることが始まった。

第三期は、山形県の免許鑑札を制定して、産婆数の増員を確保した時期である。「産婆取締規則」では山形県独自の免許鑑札制を確立している。そのために「産婆術傳習規則」を制定し、管内産婆全員に強制的に出席させる巡回産婆教育を実施した。

第四期は、産婆規則の全国統一へ向けて、産婆営業資格を内務省免状か山形県鑑札取得者とする「産婆営業規則」を制定し、山形県免許鑑札制の整備を行い、その上で「産婆営業取締規則」の制定により産婆資格を、内務省免状か地方庁免状（山形県免許鑑札）取得者とし並列とし、全国共通への移行の準備をした時期である。

このような経過をへて山形県の産婆養成は、勅令「産婆規則」に移行したのであった。

三、成立過程の「規則」類の制定に影響した事項

産婆がきわめて人命に深く関わる職業であることから早くから産婆規則の確立が問題になっていた。同時に絶えず、産婆の適正配置を問題としてきた。内務省が最初に統計を取ったのは、明治十二年であった（衛生局第六次年報自明治十三年七月至十四年六月）。さらに衛生局第八次年報（自明治十五年七月至明治十六年六月）で、死産が多いことを問題にした。しかし、このときの統計は公生（嫡出）と私生（非嫡出）の比率の関係、市街地と郡部の比率の関係、諸外国の死産率及び公生（嫡出）と私生（非嫡出）との比較等の結果、全国統計を得ることは出来なかった。

山形県では、県内各郡の産婆数の格差をなくすことを目的に規則の整備を行っている。また、全国府県との格差をなくすため産婆一人当たり出産数を全国平均に近い値になるまで、産婆の増員を求めて「産婆術傳習假規則」または「産婆術傳習規則」によって産婆養成を実施した。

衛生局でも産婆一人当たり出産数を指標に産婆適正配置を問題にしている。なお、産褥熱と妊娠に関わる死亡が統計上区分されたのは、明治三十五年以降である。乳幼児の死亡では、五歳以下の死亡、生後一年未満の死亡と区分され、周産期の死亡統計は行われていなかった。

以上から、勅令産婆規則が出たあとですら、産婆数とりわけ産婆一人当たり出産数が産婆行政上での指標になっていた。人口千対の産婆数が一つの指標として用いられるようになったのは明治三十五年以降のことであった。

四、山形県の近代産婆制度の成立過程における教育と資格取得の形態について

産婆資格ははじめ従来営業者、新規開業者と産婆の少ない地区の限地開業の三種類があった。明治十年に試験による

産婆免許が授与されるようになると、内務省の産婆免許と山形県の産婆免許、限地免許の三種類になった。勅令産婆規則が出て、最終的には、産婆規則による試験合格者と従来営業者（旧制度内務省免状産婆・県免状産婆）、地方長官の権限による限地開業産婆の三種類になった。このように絶えず複線形で産婆資格が与えられてきたが、それによって、無免許産婆を排除し、産婆過疎地の解消を企画したのであった。

教育の水準を保つためにたえず教育に関して注意が払われた。山形県の場合、産婆資格取得に産婆術卒業証書、卒業証書を必要とした。教育機関がないと産婆卒業証書及び卒業証書を発行出来ないため、「規則」が全く機能しないことになる。そこで補助的な「規則」として明治十四年「産婆術傳習假規則」が制定され、明治十八年「産婆術傳習規則」が制定された。両者とも巡回産婆教育を実施し、産婆術卒業証書や卒業証書を発行し、産婆数の確保に機能した。尚、明治十九年、産婆伝習所規則の廃止後は、通常の産婆講習会および産婆講習所として続いた。教育や資格取得の実施は、常に正規と補助の関係で複線型が採用された。

これは、幅広く希望者を募り、希望者は誰でも教育や資格取得の機会があることで、有意義であったと考えられるが、産婆の質の保障の点で問題を残すこととなった。

五、山形県の近代産婆制度の成立過程における東京府病院産婆教授所の影響について

山形県において、明治十三年に「山形県済生館産婆教場規則」を制定し内務省免状産婆養成を開始した。山形県済生館の産婆教師に、東京府病院産婆教授所卒業生の佐藤千萬を雇入れた。産婆教場の教育課程と教育方法は東京府病院産婆教授所の方式と完全に同じであった。その後明治十四年「産婆術傳習假規則」さらに明治十六年「産婆術傳習規則」における教育課程と教育方法は、東京府病院産婆教授所及び山形県済生館産婆教場の教育課程と教育方法と完全に同じであった。

以上から、山形県においては東京府病院産婆教授所の方式を踏襲したと言える。

六、山形県の近代産婆制度の成立過程における産婆業務の確立と罰則について

明治九年「産婆營業假規則」の段階で「醫制」の方針より進んでいた。産婦の扱いに対する詳細な規定をし、罰則は、墮胎・間引きに関して「屹度可及處分事」と規定し、無鑑札營業に関しては「屹度可及處分答二付」と規定した。しかし、処罰方法は明示しなかった。

明治十三年「産婆營業假規則」は禁止事項を示したが、罰則の規定はなかった。明治十六年「産婆取締規則」は規則に違反した者は「違背罪」を以て処分すると規定したが、処罰方法は示さなかった。明治十八年「産婆營業規則」には罰則の規定はまったくなかった。

明治二十二年「産婆營業取締規則」に至り、違反の条項を上げ具体的な金額を示し科料に処すとし、処分を受けた者は情状により營業停止若しくは禁止する事があると規定した。

職業及び制度が未確立の場合には、罰則と処罰の規定はあいまいなままに進んだが、職業と制度が確立するに伴い、罰則と処罰が具体的に規定され始めた。明治三十二年「産婆規則」においては五つの条文が罰則と処罰方法として規定された。

以上、山形県の産婆制度の確立の調査研究を通して、わが国における産婆の免許制度の確立の過程を明らかにした。

引用文献・注

- (1) 梶完治稿・藤井尚久校補「明治前日本産婦人科史」、日本学士院編『明治前日本医学史第四卷』一五二〜一五三頁、日本学術振興会、東京、一九六四（昭和三十九年）

- (2) 高橋みや子「産婆の職業化の過程——江戸時代の医学書から」『第一一回日本看護学会学術集会(総合看護)』(一)『八〇〜八二頁、一九八一(昭和五六年)』
- (3) 高橋みや子「とりあげは、心得草卷之上・下」にみる産婆の実践活動と教育『日本看護研究学会雑誌』一七巻、一〇二頁、一九九四(平成六年)』
- (4) 緒方正清「平野重誠、坐婆必研、天保元年」、『日本産科科学史』四八二〜四八五頁、丸善株式会社、東京、一九一九(大正八年)』
- (5) 『明治九年回議録』、東京都公文書館所蔵
- 注 東京府の仮免状下付願に添付されている従来営業者の履歴書によれば、西洋医か和漢医または産婆に師事する場合と、見習いあるいは村の慣習に従い特に教育を受けていない場合があつた。
- (6) Miyako, Takahashi: *Midwifery Practice and Activities of Ine Kusumoto, Philip Pranz Von Siebold's Daughter*, PROCEEDINGS of The International Confederation of Midwives 22 International Congress, 146-149, 1990
- (7) 高橋梵仙『日本人口史之研究第二』二二頁、日本学術振興会、東京、一九五五(昭和三十年)』
- (8) 高橋梵仙「農村社會の窮乏と其打開策としての殺兒の悪弊」『墮胎間引きの研究』一一〜一九頁、第一書房、東京、一九八一(昭和五六年)』
- (9) 本庄栄治朗編「解題」『近世人口問題史料』一〜六頁、経済史研究会、大阪、一九七一(昭和四六年)』
- (10) 山形縣東置賜郡高畠町財團法人東置賜郡教育會編纂発行『東置賜郡史下巻』五六四頁、山形、一九三九(昭和一四年)』
- (11) 『前掲書(10)』に同じ。五六四頁
- (12) 『前掲書(10)』に同じ。五六五頁
- (13) 『前掲書(10)』に同じ。五六五頁
- (14) 『前掲書(10)』に同じ。五六五頁
- (15) 高橋梵仙「米澤藩の赤子出生養育手當制度」『墮胎間引きの研究』一四五〜一五二頁、第一書房、東京、一九八一(昭和五六年)』

- (16) 『前掲書(10)』に同じ。五六四～五六八頁
- (17) 山形県編纂発行『山形県史資料編十八 近世史料三』一五二頁、山形、一九八三(昭和五八年)
- (18) 『前掲書(17)』に同じ。一〇四三頁
- (19) 本庄栄治朗編「解題」「附、民間悪習情実」『近世人口問題史料』七〇九頁、一八一～一八三頁、経済史研究会、大阪、一九七二(昭和四六年)
- (20) 山形県編纂発行『山形縣史資料編一、明治初期上山形縣史 置賜縣歴史』四八八～四八九頁、山形、一九〇二(明治三五年)
- (21) 『前掲書(20)』に同じ。四八八～四九九頁
- (22) 山形県編纂発行『山形県史資料編十九、近現代史料二』九六二～九六三頁、山形、一九七八(昭和五三年)
- (23) 厚生省医務局「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」『医制百年史資料編』(明治元年十二月二十四日太政官二〇頁、ぎょうせい、東京、一九七六(昭和五一年))
- (24) 『前掲書(23)』に同じ。「医制」(明治七年八月十八日文部省ヨリ東京京都大阪三府へ達) 四二頁
- (25) 『前掲書(23)』に同じ。三六～四四頁
- (26) 『前掲書(23)』に同じ。「醫制取締被仰付候事」(明治六年六月十五日太政官布告無號達) 三五頁
- (27) 厚生省医務局「文部省醫制上申書」『医制八十年史』(明治六年十二月二十七日) 四頁、ぎょうせい、東京、一九五五(昭和三十年)
- (28) 『前掲書(23)』に同じ。「醫制施行方向」(明治七年三月二日) 三五頁
- (29) 『前掲書(27)』に同じ。「醫制施行ニ係ル左院議案」(明治七年三月七日) 五～六頁
- (30) 『前掲書(27)』に同じ。六頁
- (31) 『前掲書(27)』に同じ。九頁
- (32) 内務省衛生局「衛生局第一第二報告自明治八年七月至明治十年六月」九、十～十一、十二頁、一八七七(明治十年)
- (33) 『前掲書(27)』に同じ。九～一〇頁
- (34) 内務省衛生局「衛生局第一第二報告自明治八年七月至明治十年六月」頁なし、表「地方衛生吏表乙號 九年度府縣醫務取締

人員表自明治九年七月至明治十年六月、一八七七 (明治十年)

- (35) 「産婆營業假規則」『山形県布達全書明治九年』(明治九年十二月廿七日乙第三十九號)
- (36) 山形県企画審議室、山形県史編纂資料昭和三十三年五月復刻『明治初年県治一覽表附県物産表』「明治七年山形・置賜・酒田県治一覽表、鶴岡県治一覽表、明治九年山形県治一覽表、明治十一年山形県治一覽表、明治十二年山形県治一覽、明治十四年」一五四～一五六、一六〇、六七～六九頁、山形、一九五八(昭和三十三年)
- (37) 内務省衛生局『衛生局第四次年報自明治十一年七月至明治十二年六月』七一～七三頁、一八七九(明治十二年)
- (38) 内務省衛生局『衛生局第五次年報自明治十二年七月至明治十三年六月』八六～八八頁、一八八〇(明治十三年)
- (39) 『前掲書(34)』に同じ。三頁
- (40) 内務省衛生局『衛生局第三次年報自明治十年七月至明治十一年六月』四九～五〇頁、一八七八(明治十一年)
- (41) 「衛生取締事務章程二付達」『山形県布達明治十年』(明治十年十二月十五日丙第二百三十七号)
- (42) 「区医職務章程及区医処務順序二付達」『山形県布達明治十年』(明治十年十二月十五日丙第二百四十一号)
- (43) 『前掲書(37)』に同じ。百二十五～百二十六頁
- (44) 山形県編纂発行『山形県史第四卷 近現代編上』四二二頁、山形、一九八四(昭和五十九年)
- (45) 「醫術内外科各科開業醫産婆藥舖ノ儀増減取調」『山形県布達明治十二年』(明治十二年十二月二十三日丙第二百九十一號)
- (46) 『前掲書(23)』に同じ。「府縣衛生課事務條項」(明治十二年十二月二十七日内務省達乙第五十五号) 一一～一二頁
- (47) 内務省衛生局『衛生局第五次年報自明治十二年七月至明治十三年六月』二百十七～二百十八頁、一八八〇(明治十三年)
- (48) 『前掲書(47)』に同じ。百四十九～百五十頁
- (49) 内務省衛生局『衛生局第六次年報自明治十三年七月至明治十四年六月』五〇四～五〇八頁、一八八一(明治十四年)
- (50) 『前掲書(44)』に同じ。四二二頁
- (51) 『前掲書(23)』に同じ。一二～一三頁、「町村衛生事務條項」(明治十二年十月二十七日内務省達乙第五十六号)
- (52) 「町村衛生事務条項二付達」『山形県布達明治十三年』(明治十三年一月卅一日乙第拾貳号)
- (53) 「衛生委員事務取締規程及心得概目二付達」『山形県布達明治十三年』(明治十三年四月一日、丙八十九号) 五十四『山形県

- 布達明治十三年」新「産婆營業假規則」(明治十三年八月二十三日乙百五十二號)
- (54) 新「産婆營業假規則」『山形県布達明治十三年』(明治十三年八月二十三日乙百五十二號)
- (55) 「産婆試験願の事」『山形新聞』三五二号、一頁、一八八〇(明治一三年九月二日)
- (56) 「産婆營業假規則第一條〜三條」『山形新聞』三四八号、一頁、一八八〇(明治一三年八月二八日)
- (57) 「産婆營業假規則第四條〜七條」『山形新聞』三四九号、一頁、一八八〇(明治一三年八月二九日)
- (58) 「産婆營業假規則第八條〜一二條」『山形新聞』三五〇号、一頁、一八八〇(明治一三年八月三〇日)
- (59) 山形縣『明治十三年山形縣統計表』六八〜六九頁、一八八一(明治十四年)
- (60) 内務省衛生局『衛生局第七次年報自明治十四年七月至明治十五年六月』一六〜一九、四九〜五一、二四九〜二五二頁、一八八二(明治十五年)
- (61) 内務省衛生局『衛生局第八次年報自明治十五年七月至明治十六年六月』三九〜四九頁、一八八三(明治十六年)
- (62) 『山形県布達明治十六年』改正「産婆營業假規則」(明治十六年二月二十三日乙第十二号)
- (63) 『山形県布達明治十三年』「山形縣濟生館産婆教場規則」・「山形縣濟生館生徒規則」・「山形縣濟生館産婆教授掛職制」(明治十三年九月六日乙第百六十五号)
- (64) 『時を紡ぐやまがたの女性たち』——山形県の女性の歩み——山形県・山形県の女性の歩み編纂委員会編、四六六頁、みちのく書房、山形、一九九五(平成七年)
- (65) 高橋みや子「朱氏産婆論の翻訳と府県への寄贈」『千葉大学看護学部紀要』一二号、三九〜五一頁、一九九〇(平成二年)
- (66) 高橋みや子「宮城県の明治初期における助産婦教育制度確立の過程——第一報明治初期における山崎富子の業績」『東海大学短期大学紀要第十三号』二八〜二十九頁、一九七九(昭和五四年)
- 注 山崎富子の東京府病院産婆教授所の卒業証書(日野家所蔵)(写真掲載)、東京府病院明治十四年六月「産婆學卒業候事」の授業科目に豫備論、平常妊娠論、順産論等の科目が記載。
- (67) 高橋みや子「東京府病院産婆教授所の設立とその特質(第四報)——新規開業者の試験と免状下付」『第二〇回日本看護学会看護総合分科会』一五〇〜一五三頁、一九八九(平成元年)

- (68) 高橋みや子「東京府病院産婆教授所の設立とその特質(第五報)——長谷川泰の「上申」にみる本免許産婆教育の構想と布達の際の修正」『第二一回日本看護学会看護総合分科会』六九〜七二頁、一九九〇(平成二年)
- (69) 高橋みや子「東京府病院産婆教授所の本免許産婆教育に関する研究——明治九年〜十一年、新聞の産婆志願者募集広告および長谷川泰と東京府間の往復文書より」『看護教育学研究』二巻一号、一〜二頁、一九九三(平成五年)
- (70) 高橋みや子「宮城県の明治初期における助産婦教育制度確立の過程——第一報明治初期における山崎富子の業績」『東海大学短期大学紀要第十三号』三〇〜三二頁、一九七九(昭和五四年)
- 注 私立産婆講習所設立と教育活動にみる教育課程と教育方法は、朱氏産婆論及び東京府病院産婆教授所と同じである。
- (71) 「産婆術傳習假規則」『山形県布達明治十四年』(明治十四年八月八日乙百十六号)
- (72) 『前掲書(64)』に同じ。四六九頁
- (73) 柏倉照代「助産婦三代記」『社』日本助産婦会山形県支部編、郷土乃助産婦、(社)日本助産婦会山形県支部発行、九九〜一〇〇頁、一九七六(昭和五一年)
- (74) 『前掲書(64)』に同じ。四七一頁
- (75) 内務省衛生局『衛生局第八次年報自十五年七月至明治十六年六月』三八〜四五、四八〜四九、一七〇〜一七三、一七七〜一八〇、五一三〜五一四頁、一八八三(明治十六年)
- (76) 内務省衛生局『衛生局第九次年報自十六年七月至明治十七年六月』五五、六〇、六五〜六七、九三、九五〜九八、三九五〜三九七頁、一八八四(明治十七年)
- (77) 『山形県布達明治十六年』「産婆取締規則」(明治十六年七月五日乙第四十一号)
- (78) 『山形県布達明治十八年』「産婆術傳習規則」(明治十八年五月二十五日乙四十三号)
- (79) 『前掲書(64)』に同じ。四七三頁
- 注 明治二十年一月五日に濟生館産婆伝習所卒業生三名、松崎ヨウ等が同校の教師になっている
- (80) 「斎藤うた氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二二九九号、三頁、一八八七(明治二十年十月二十日)
- (81) 「濟生館産婆教師斎藤うた氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二三〇一号、二頁、一八八七(明治二十年十月二十二日)

- (82) 『前掲書(64)』に同じ。四七三頁
- (83) 「済生館産婆教師齋藤歌子氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二三〇四号、二頁、一八八七(明治二十年十月二十六日)
- (84) 「済生館産婆教師齋藤歌子氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二三〇六号、二頁、一八八七(明治二十年十月二十九日)
- (85) 『前掲書(64)』に同じ。四七三頁
- (86) 「済生館産婆卒業生松崎ヨウ氏の産婆術伝習」『出羽新聞』二三〇八号、二頁、一八八七(明治二十年十月三十日)
- (87) 山形縣『明治十八年山形縣統計書全』二五、三二〇三三、一八三〇一八四頁、一八八七(明治二十年)
- (88) 山形縣『明治十九年山形縣統計書全』二八、一六九〇一七〇頁、一八八八(明治二十一年)
- (89) 内務省衛生局『衛生局年報自十七年七月至明治廿年六月』八四頁、一八八七(明治二十年)
- (90) 『山形県布達明治十八年』「産婆營業規則」(明治十八年五月十五日乙三十六号)
- (91) 『前掲書(64)』に同じ。四七四頁
- (92) 山形縣『明治二十年山形縣統計書全』二七〇二八、三三〇三四、一九一〇一九二頁、一八八九(明治二十二年)
- (93) 山形縣『明治二十一年山形縣統計書全』二八〇二九、三四〇三七、二六七〇二六八頁、一八九〇(明治二十三年)
- (94) 『明治二十二年山形縣統計書全』三五、二〇九〇二一〇頁、一八九一(明治二十四年)
- (95) 内務省衛生局『衛生局年報自二十一年至明治二十二年』六五、七〇七四頁、一八九〇(明治二十三年)
- (96) 内務省衛生局『衛生局第八次年報自十五年七月至明治十六年六月』三八〇六一頁、一八八三(明治十六年)
- (97) 『山形県布達明治二十二年』「産婆營業取締規則」(明治二十二年九月十四日県令第七十四号)
- (98) 「産婆營業取締規則制定」『山形縣報』五二三号、一頁、一八八九(明治二十二年九月十四日)
- (99) 『前掲書(64)』に同じ。四八二頁
- 注 明治二十九年十二月十七日、米沢で産婆試験が行われ、八名が受験した。
- (100) 山形縣『明治二十三年山形縣統計書全』二四〇二五、三三〇三三、二一四〇二一五頁、一八九二(明治二十五年)
- (101) 山形縣『明治二十四年山形縣統計書』二七、三五〇三六、二一九九頁、一八九三(明治二十六年)
- (102) 山形縣『明治二十五年山形縣統計書全』二六〇二七、三五〇三六、二二三〇二四頁、一八九四(明治二十七年)

- (103) 山形縣『明治二十六年山形縣統計書』二六～二七、三五～三六、一九一頁、一八九五(明治二十八年)
- (104) 山形縣『明治二十七年山形縣統計書』二六～二七、三五～三六、一九九頁、一八九六(明治二十九年)
- (105) 山形縣『明治二十八年山形縣統計書』四一～四二、一八六頁、一八九八(明治三十一年)
- (106) 山形縣『明治二十九年山形縣統計書』四一～四二、一九六〇頁、一八九八(明治三十一年)
- (107) 山形縣『明治三十年山形縣統計書』四四～四五、二〇二、二〇七～二〇八頁、一八九九(明治三十二年)
- (108) 山形縣『明治三十一年山形縣統計書』四四～四五、二〇一～二〇二、二〇七～二〇八頁、一九〇〇(明治三十三年)
- (109) 内務省衛生局『衛生局年報自廿三年一月至同十二月』四、八七～九〇頁、一八九一(明治二十四年)
- (110) 内務省衛生局『衛生局年報自二十四年一月至同十二月』八七頁、一八九二(明治二十五年)
- (111) 内務省衛生局『衛生局年報自二十五年一月至同十二月』八八～九二頁、一八九三(明治二十六年)
- (112) 内務省衛生局『衛生局年報自二十六年至二十七年』一八～二二、四七～五六、一六一～一六四頁、一八九五(明治二十八年)
- (113) 内務省衛生局『衛生局年報二十八年』三八～四二、五三～六〇、一二〇～一二四頁、一八九六(明治二十九年)
- (114) 内務省衛生局『衛生局年報二十九年』四四～六〇、六四～六七、一四二～一四三頁、一八九七(明治三十年)
- (115) 内務省衛生局『衛生局年報三十年』三五～三六、四七、六一～六四、六七～七八、二〇〇～二〇二頁、一八九八(明治三十一年)
- (116) 内務省衛生局『衛生局年報三十一年』四、四二、五九～六二、七一～八四、一九六～一九八頁、一八九九(明治三十二年)
- (117) 『前掲書(116)』に同じ。五頁
- (118) 『前掲書(115)』に同じ。三五頁
- (119) 『前掲書(116)』に同じ。四二～四三頁
- (120) 『前掲書(116)』に同じ。四～五頁
- (121) 『前掲書(23)』に同じ。六三頁
- (122) 『産婆規則』『山形縣報』二〇一三号、三一～一六頁、明治三十二年七月二六日
- (123) 看護行政研究会『看護六法平成十二年版』八五六頁、新日本法規出版株式会社、東京、二〇〇〇(平成十二年)

- (124) 『前掲書(23)』に同じ。六五頁
- (125) 山形縣『明治三十二年山形縣統計書』五二、二六四頁、一九〇一(明治三十四年)
- (126) 山形縣『明治三十三年山形縣統計書』四三〜四四、五二、二六二、二六八頁、一九〇二(明治三十五年)
- (127) 山形縣『明治三十四年山形縣統計書』四五〜四六、四九〜五三、五四〜五五、二六八頁、一九〇三(明治三十六年)
- (128) 山形縣『明治三十五年山形縣統計書』五四〜五五、二六六頁、一九〇四(明治三十七年)
- (129) 内務省衛生局『衛生局年報三十二年』五一〜五二、六五〜六八、七三〜八一、一九四、二〇七〜二〇八頁、一九〇〇(明治三十三年)
- (130) 内務省衛生局『衛生局年報三十三年』六三、八〇〜九三、八五〜九三、二一〇〜二一五頁、一九〇一(明治三十四年)
- (131) 内務省衛生局『衛生局年報三十五年』三七、一〇四〜一〇五頁、一九〇三(明治三十六年)
- (132) 看護行政研究会『看護六法平成十二年版』八五六頁、八八七頁、新日本法規出版株式会社、東京、二〇〇〇(平成十二年)

(山形大学医学部看護学科)

A study of the Organizing Process of the Modern Midwifery System in Yamagata Prefecture Focusing on the Enactment of “Midwifery Regulation” in the 32th year of Meiji

Miyako TAKAHASHI

The Japanese modern midwifery system was provided at the start by the “Medical regulation” in the 7th year of Meiji and was organized to national unity by the Imperial Ordinance “Midwifery Regulation” in the 32th year of Meiji (1899). During these twenty-five years, Hokkaido and each of the prefectures enacted their own “Midwifery Regulation” to conform with the “Midwifery Regulation,” and they organized the original midwifery system.

This study focuses on the Yamagata Prefecture midwifery system in the Tohoku district, and considers the organizing process of the system. Because the Yamagata district continued the Edo Period custom of infanticide, the Yamagata prefectural administration maintained strict control of that custom. At the same time it repeatedly enacted and revised the “Mid-wifery Regulation” to adjust it to the conditions of farm and mountain villages. Finally, it established the original “Registered Midwife System” in the 22th year of Meiji. That organizing process was classified into four stages.

The present study shows that the system was not contradictory to the Imperial Ordinance “Midwifery Regulation” enacted in the 32th year of Meiji, which was amended to the unified national midwife system.